

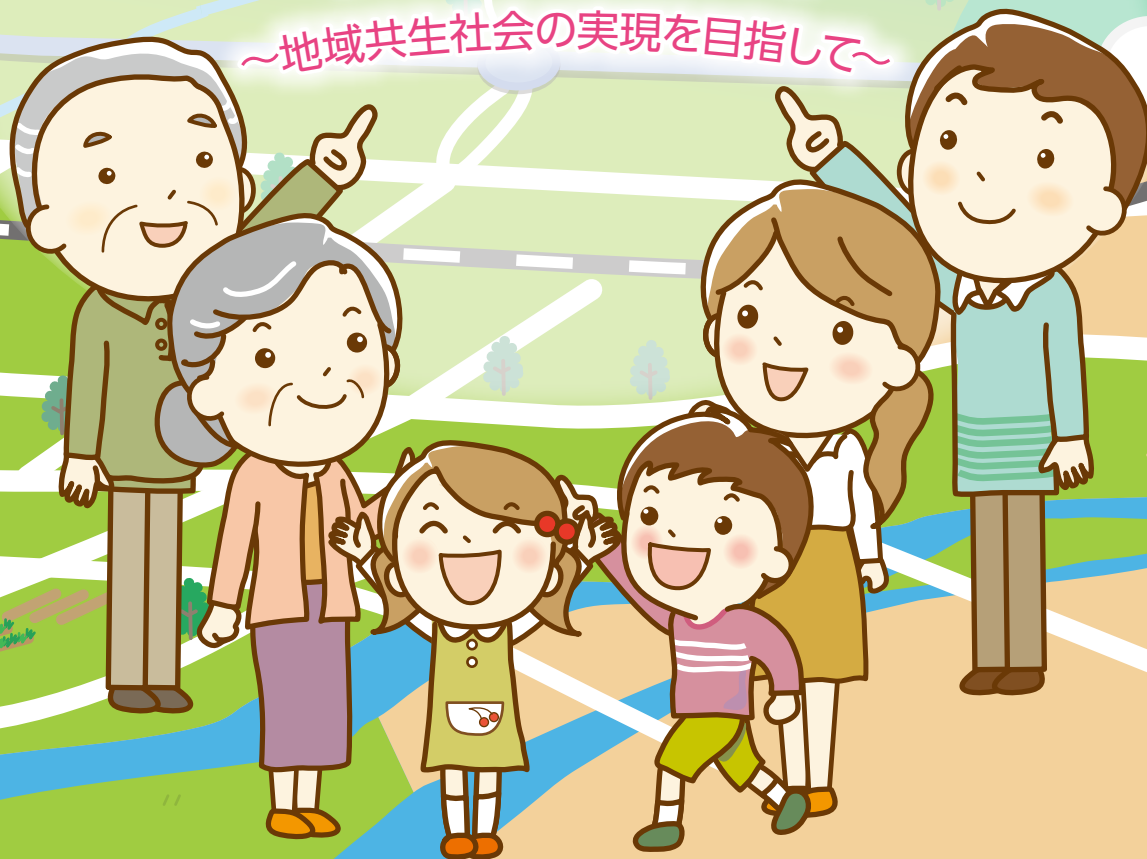
佐賀市

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和3年度～令和7年度

みんなが参加、みんなで福祉、みんなの安心
笑顔が輝く佐賀のまち

～地域共生社会の実現を目指して～



令和3年3月
佐賀市・佐賀市社会福祉協議会

癸刊にあたって

近年、少子高齢化や核家族化が進行し、地域における助け合いの意識の希薄化や地域活動の担い手不足など、地域づくりを支えてきた各種基盤の弱体化が危惧されています。

また、生活困窮や疾病、介護、子育てなどの複数の課題を抱える個人や世帯が、自らSOSを発することができず孤立するひきこもり等の喫緊の問題も表面化してきました。

このような状況のもと佐賀市では、現行の第3期計画（平成28年度～令和2年度）の進捗状況を踏まえて、住民アンケート調査や各種地域活動団体へのグループインタビューなどにより皆様の活動状況や御意見を伺い、地域生活課題への支援の新たな方向性を示した第4期計画を策定いたしました。

本計画においては、これまでの基本理念である「みんなが参加、みんなが福祉、みんなの安心 笑顔が輝く佐賀のまち」を継承しつつ、新たに「地域共生社会の実現」の理念を加え、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、世代や分野を超えてつながり暮らししていくことのできる社会を目指すこととしております。

本市としましては、住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域社会を築くために、地域住民をはじめ、福祉関係者・支援関係機関などと連携して地域福祉の推進に取り組んでまいります。

市民の皆様には、見守りや居場所づくりなどの活動を通じて、困りごとを抱える個人や世帯を早期に発見し、お互いに協力して支援につないでいただくとともに、地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するために、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、策定の過程において活発に御議論いただきました策定推進委員会の委員の皆様、住民アンケートや地域活動団体へのグループインタビューに御協力いただきました皆様、そのほか策定に関わっていただきました多くの皆様に対し、心よりお礼申し上げます。



令和3年3月

佐賀市長 秀島 敏行

癸刊にあたって

少子高齢化や人口減少、核家族化の進展により生活を取り巻く環境が大きく変化するなか、家庭や地域における支え合いの基盤が弱まり、地域社会から孤立する方が増え、孤立死や引きこもりなど地域が抱える生活課題も複雑化・複合化しています。

このような状況下において、生活上の様々な課題や困難を抱える高齢者や障がい者、子育て世帯や生活困窮者などを含めた全ての人が安心して安全に地域で自立した生活を送れるよう、地域住民による支え合い活動と公的な支援、福祉サービスなどが連動し包括的な支援体制を構築していく必要があります。

そこで、今回の計画策定にあたり、関係団体の代表からなる策定推進委員会をはじめ、住民アンケートや地域団体、市民活動団体へのグループインタビューを行い、広く御意見をいただきました。そして、それらを踏まえながら、佐賀市社会福祉協議会では前回の佐賀市地域福祉活動計画を振り返り、地域生活課題の整理や課題解決に向けた取組の見直しを行い、このたび第4期佐賀市地域福祉活動計画を策定いたしました。

佐賀市社会福祉協議会では、包括的な支援体制の構築へ向け、地域や個別の課題への支援を行うため、地域へ積極的に出向き、伴走型のコミュニティソーシャルワークを展開することとしており、効果的、効率的に支援を行うため、令和3年度より本所に機能を集約することといたしました。

今後は、コミュニティソーシャルワークを軸とし、地域住民による支え合い活動とのより一層の連携により本計画の推進に努めてまいりますので、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

結びになりますが、本計画の策定に御尽力いただきました策定推進委員会の委員の皆様、住民アンケートやグループインタビューに御協力いただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。



令和3年3月

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会

会長 御厨 安守

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間.....	5
4. 計画の策定体制と市民参画	5
5. 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割.....	6
第2章 佐賀市の地域福祉をめぐる概況	8
1. 少子高齢化の進行.....	8
2. 支援を必要とする人の増加	11
3. 生活困窮世帯の増加	13
4. 家族形態の多様化.....	14
5. 地域活動の状況	16
(1) 校区社会福祉協議会	16
(2) 民生委員・児童委員	16
(3) 自治会.....	16
(4) まちづくり協議会	17
(5) 老人クラブ	18
(6) 子ども会.....	19
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	20
1. 計画の基本理念	20
(1) 背景	20
(2) 計画の方向性.....	20
(3) 目指す姿.....	20
2. 計画の基本目標	21
3. 計画の体系.....	22
第4章 施策の展開.....	24
基本目標1 みんなの主体的な活動を促す地域づくり・人づくり	24
1. 地域でのつながりや参加機会の充実.....	24
(1) 子どもから大人まで集える交流の場や居場所の充実.....	24
(2) ボランティア活動・市民活動の推進	26
2. 学ぶ機会の充実	28
(1) 住民相互理解の教育・啓発の充実.....	28
(2) 身近な福祉課題の学びの場の充実.....	30
基本目標2 地域で安心安全な暮らしを支える体制づくり	32
1. 地域における福祉活動の推進.....	32
(1) 身近な助け合い・支え合いの推進.....	32
(2) 生きがいづくり・健康づくりの推進	35

2. いのちを守る支援の充実.....	37
(1) 早期発見につながる見守り体制の充実.....	37
(2) 災害時の避難体制の充実.....	40
基本目標3 福祉サービスにつながる体制・仕組みづくり	43
1. 福祉サービスの適切な利用の推進	43
(1) 伝わりやすい情報発信の充実	43
(2) 権利擁護の推進	45
2. 重層的な相談支援体制の推進.....	47
(1) 地域で受け止める相談体制の推進.....	47
(2) アウトリーチによる伴走型支援の推進.....	50
(3) 分野を超えた横断的な相談支援の推進.....	52
(4) 生活困窮者等の自立支援の充実.....	54
重点取組.....	56
(1) 佐賀市・佐賀市社会福祉協議会の取組.....	56
(2) 地域の取組	57
第5章 計画の推進に向けて.....	59
1. 地域住民、行政、支援関係機関等との連携・協働.....	59
(1) 地域住民の役割	59
(2) 地域の組織・団体の役割.....	59
(3) 市民活動団体の役割	60
(4) 福祉サービス事業者の役割.....	60
(5) 社会福祉協議会の役割	60
(6) 行政の役割	60
2. 計画の進捗管理	61
資料編.....	62
1. 佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会設置要綱	62
2. 佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会委員名簿	64
3. 計画策定の経過	65
4. 調査からみえる現状と課題	66
(1) 住民アンケート	66
(2) 地域活動団体へのヒアリング	80
5. 佐賀市における地域福祉活動事例	82
用語解説	86

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成30年の社会福祉法改正において、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置づけられ、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるよう努めることとされました。

これまで、分野ごとに「縦割り」で支えていた地域の高齢者や障がい者、子育て世帯などの地域住民の暮らしにかかわる個々の地域生活課題に対し、包括的な対応を地域づくりとあわせて進めることや持続可能な地域づくりと結びつけた取組を進めることが求められています。

■「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域で暮らす人々が、障がいの有無や年齢などに関係なく、お互いに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取組のことです。

■地域福祉計画・地域福祉活動計画について

地域福祉計画	地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画です。本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために、必要となる施策の内容や量、体制について、庁内関係部局や支援関係機関、専門職を含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくための計画です。
地域福祉活動計画	地域福祉活動計画は、地域福祉計画に基づき社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画です。地域における福祉課題の解決を目指し、住民・地域・福祉サービス事業者・NPOなどの主体的な活動とそれを支える社会福祉協議会の活動について、お互いに連携しながら実施する地域福祉活動を具体的かつ明確化した計画です。

■社会福祉法（抜粋）

地域共生社会の実現を目指して、地域住民等（地域住民や福祉関係者）が、「地域生活課題」を把握するとともに、支援関係機関と連携し、課題の解決を図ることに留意するよう定め、地域福祉推進の理念が明確化されました。

第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその

世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

重層的支援体制整備事業をはじめとして、地域づくり、身近な地域で相談を受け止める場の整備、課題を解決するネットワークの整備などを実施することで、包括的な支援体制を整備することが、市町村の努力義務とされました。

第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その

他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 （略）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができると規定されました。

第106条の4（重層的支援体制整備事業）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体的のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及び

その世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生

- 労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3～5 (略)

重層的支援体制整備事業を実施するときは、重層的支援体制整備事業実施計画を策定することが、市町村の努力義務とされました。

第106条の5（重層的支援体制整備事業実施計画）
市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制

に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
2～5 (略)

市町村地域福祉計画について、その策定が努力義務とされ、高齢者、障がい者などの福祉の各分野における計画の「上位計画」と位置づけられました。

第107条（市町村地域福祉計画）
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
2～3 (略)

※本計画中の社会福祉法は、令和3年4月1日施行の改正内容を反映し、掲載しています。

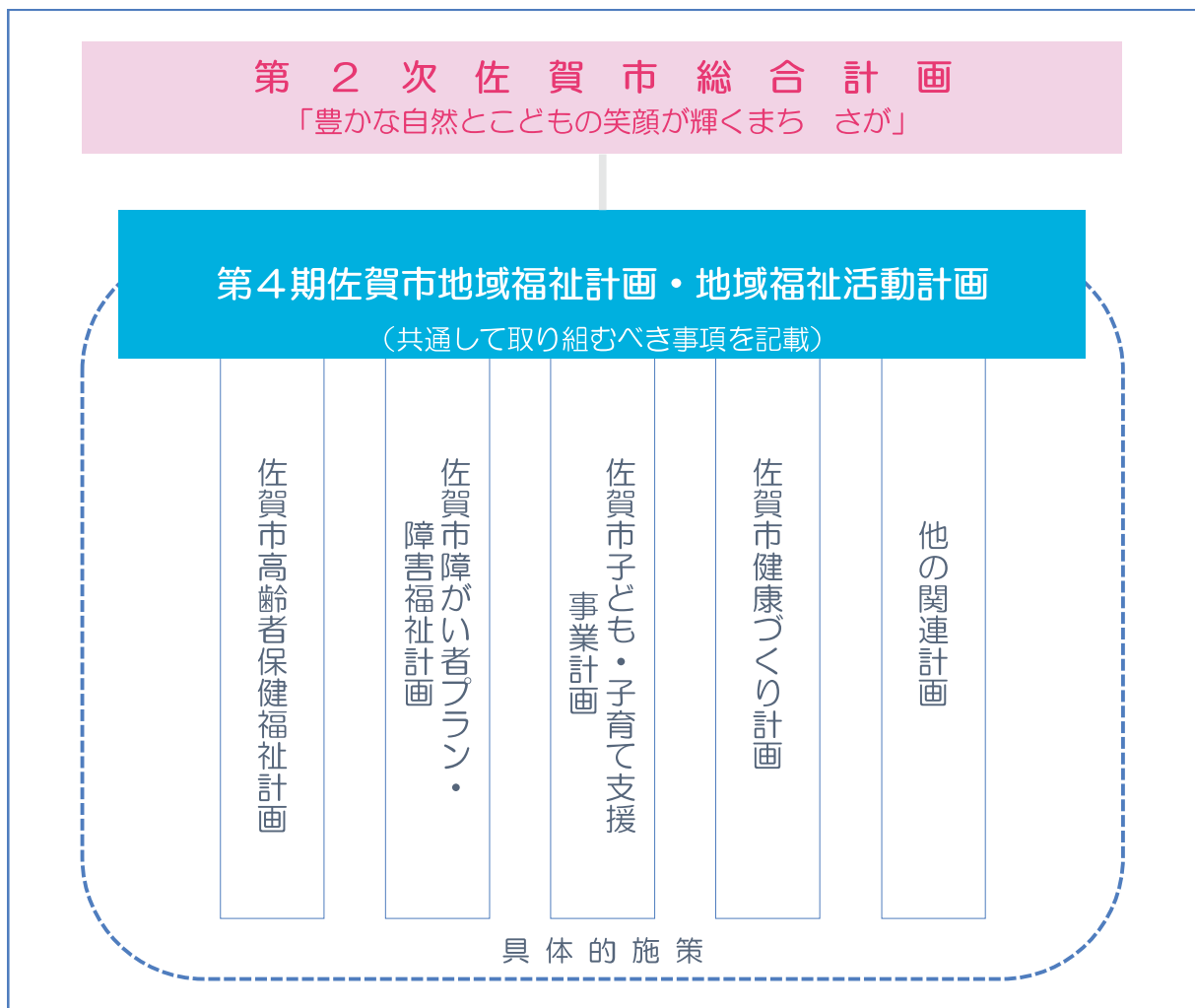
2. 計画の位置づけ

佐賀市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定されるものです。「佐賀市高齢者保健福祉計画」「佐賀市障がい者プラン・障害福祉計画」「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」「佐賀市健康づくり計画」のほか、各分野の具体的施策を定めた関連計画の上位計画と位置づけ、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるものです。

また、佐賀市地域福祉計画を実行するための活動・行動のあり方を定める「佐賀市地域福祉活動計画」についても一体的に策定し、効果的に事業を行います。

なお、佐賀市地域福祉計画の実施にあたっては、本市のまちづくりの指針である「第2次佐賀市総合計画」を最上位計画とし、防災、教育、都市整備などのあらゆる分野との連携を図りながら推進します。

<計画の位置づけ>



3. 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



4. 計画の策定体制と市民参画

現状・課題の抽出

住民アンケート

【方法】

地域福祉やその推進にかかわる事項についての意識調査で、調査票を郵送で配布・回収する方法で実施。

主な設問項目：

- 近隣者とのつながりについて
- 福祉に対する考えについて
- 地域活動、ボランティア活動への参加について
- 相談相手について
- 災害時の対応について

【調査対象／回収率】

佐賀市に1年以上居住している18歳以上の方から無作為に抽出した5,000人
回答者数：1,769件（回答率：35.4%）

【調査時期】

令和2年1月

地域活動団体等へのヒアリング調査

【方法】

地域で活動している組織・団体、市民活動団体にヒアリングシートを送付し、それを基に聞き取り調査を実施。

主な設問項目：

- 地域における福祉課題について
- 地域福祉推進に向けて必要なことについて
- 団体の活動上の課題について
- 他団体との連携について
- 市や市社会福祉協議会との連携について
- 今後取り組みたいことについて

佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会

- 第1回**：住民アンケート結果の報告、第3期計画の進捗状況、第4期計画の改定について（令和2年9月29日）
- 第2回**：第3期計画の進捗状況について（令和元年度実績分）、第4期計画骨子案・素案について（令和2年10月27日）
- 第3回**：計画素案についての協議、地域活動団体へのヒアリング結果の報告（令和2年11月16日）
- 第4回**：計画素案についての協議（令和2年11月25日）

5. 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

「佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域での助け合いや支え合いによる福祉に関する取組を示しています。

具体的には、住民一人ひとりの役割や、地域において取り組むこと、行政機関等がどのような支援を行っていくのかなどについて描き、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点で整理することができます。

地域福祉活動を進めるには、公的サービスが整備されるだけでなく、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、近隣の身近な人がお互いに助け合い・支え合うこと（互助）の再構築が求められています。また、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）の重要度がますます高まっています。

市は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・互助・共助を支援していくこと（公助）により、地域と協働しながら地域福祉を進めていきます。

<地域福祉の推進に向けた4つの助け合い・支え合い>

じじょ 自助

個人や家族による助け合い・支え合い
(最も身近な個人や家族が解決にあたる)

こじょ 互助

身近な人間関係のなかでの自発的な制度化されていない助け合い・支え合い
(近隣の身近な人や別居する家族等が互いに助け合い、支え合う)

きょうじょ 共助

地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政等が協働しながら、組織的に協力し合う制度化された助け合い・支え合い
(「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で助け合い、支え合う)

こうじょ 公助

保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え
(行政でなければできないことは、行政が公的サービスとして行う)

<「自助・互助・共助・公助」による対応のイメージ>

自助のみによる対応例

自助・互助・共助・公助による対応例

①地域に高齢の夫婦がふたりで暮らしている世帯がある。




自助・互助

近所づきあいのなかで、家族の状況を伝え【自助】、近隣で互いに声をかけ合い、困りごとを相談し合う【互助】。

共助

こうした世帯があることを地域で把握し、情報を共有しながら見守り活動を進める。

②ある日、妻が転倒して足を骨折し入院、生活が一変する。夫は妻の介護や家事等に努力【自助】するが、疲れは隠せない。




自助・互助

近所づきあいのなかで、夫は困りごとの助けを求め【自助】、隣近所は夫の日常的な生活の手助け（ごみ出しの手伝いや夕飯のおすそ分け等）をする【互助】。

共助

地域の見守り活動のなかで、妻の介護や家事等についての困りごとや悩みごとの相談にのる。

③しばらくして、妻が退院するが、歩行に不自由が残ってしまう。夫は入院していた頃以上に、妻の介護や家事等に努力【自助】するが、日を追うごとに疲れ果てていき、妻にきつくあたってしまうことも見られるようになる。



互助

近所づきあいのなかで、何か困ったことはないか、お手伝いできることはないか、互いに声をかけ合う。

共助・公助

行政と協力【公助】し合いながら、民生委員・児童委員等が家庭訪問し、福祉サービス等についての情報提供を行う【共助】。

公助

介護保険制度による訪問介護や通所介護、市の高齢者福祉サービスである介護用品給付サービス等により、支援を行っていく。

共助・公助

行政からの支援【公助】を受けながら、地域の人たちが役割分担をしながら協力し合って、地域ぐるみで見守りや手助けを行っていく【共助】。

第2章 佐賀市の地域福祉をめぐる概況

1. 少子高齢化の進行

本市の総人口は令和2年3月31日時点で231,896人であり、そのうち65歳以上の高齢者が65,116人、高齢化率は28.1%となっています（図表1、図表3）。年齢階層別の人口をみると、男性は45歳～49歳、65歳～69歳の順に多く、女性は85歳以上、65歳～69歳の順に多くなっています。

また、45歳以上の人口と比較して、45歳未満の人口が相対的に少なくなっていることから、今後本市の高齢化はさらに進行していくものと予想されます。

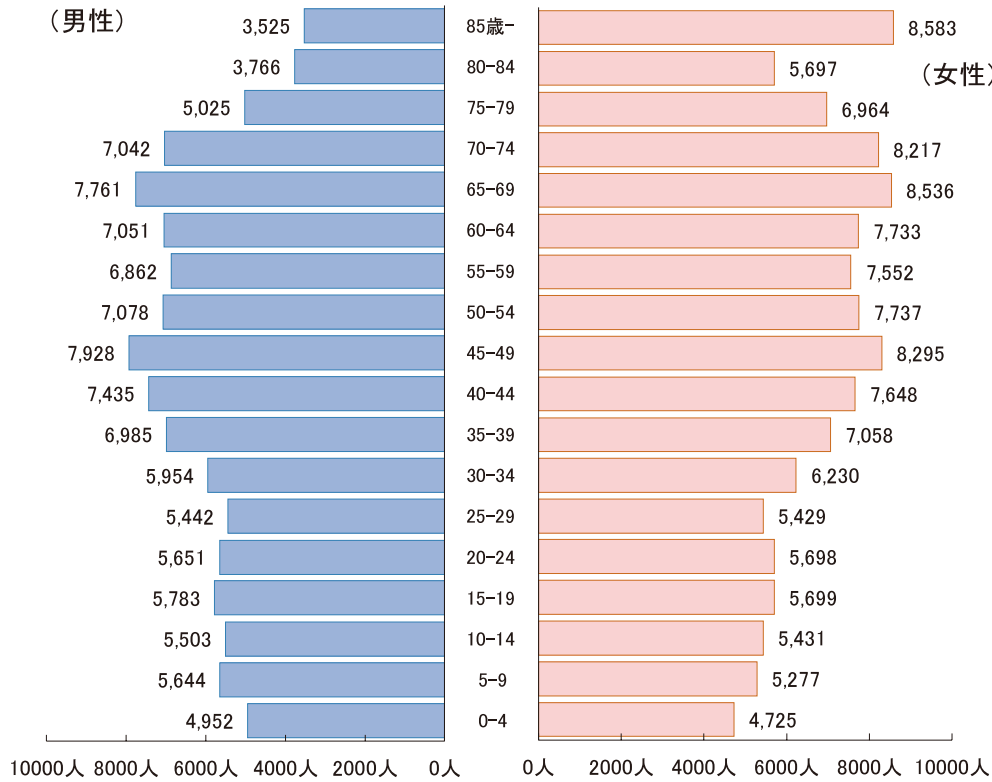
校区别で人口を見てみると、人口が最も多いのが兵庫校区であり、15,623人となっています。一方で、人口が最も少ない校区は北山東部校区であり、363人となっています（図表2）。このように、本市の中でも校区别で人口や世帯数の差が大きく、今後もそれぞれの校区の状況に応じた地域福祉のあり方を検討していく必要があります。

人口の推移をみてみると、総人口は平成25年をピークに微減傾向で推移していることがわかります。内訳をみると、15歳未満である年少人口は平成23年以降減少を続けているのに対し、65歳以上の老年人口は急激に増加しています。年齢3区分別の人口割合をみると、平成23年以降、少子高齢化は継続して進行しており、令和2年までの10年間で高齢化率は5.1ポイント上昇しています（図表3）。

本市の高齢化率を県、国と比較すると、国の平均値と同程度で推移していることがわかります（図表4）。一方、県の平均値と比較すると低い水準で推移しています。

少子高齢化の進行は、若年労働力の減少による経済成長の衰退にとどまらず、何らかの支援が必要な高齢者が増大するとともに、年金、医療、介護などの社会保障分野における現役世代の負担増をもたらし、社会経済全体に大きな影響を及ぼします。そのため、高齢者に就労や社会参加を促したり、健康寿命を延伸するための取組を進めたりすることで、持続可能な社会保障制度や活力ある地域社会を創出していくことが必要となってきます。

図表 1 人口ピラミッド



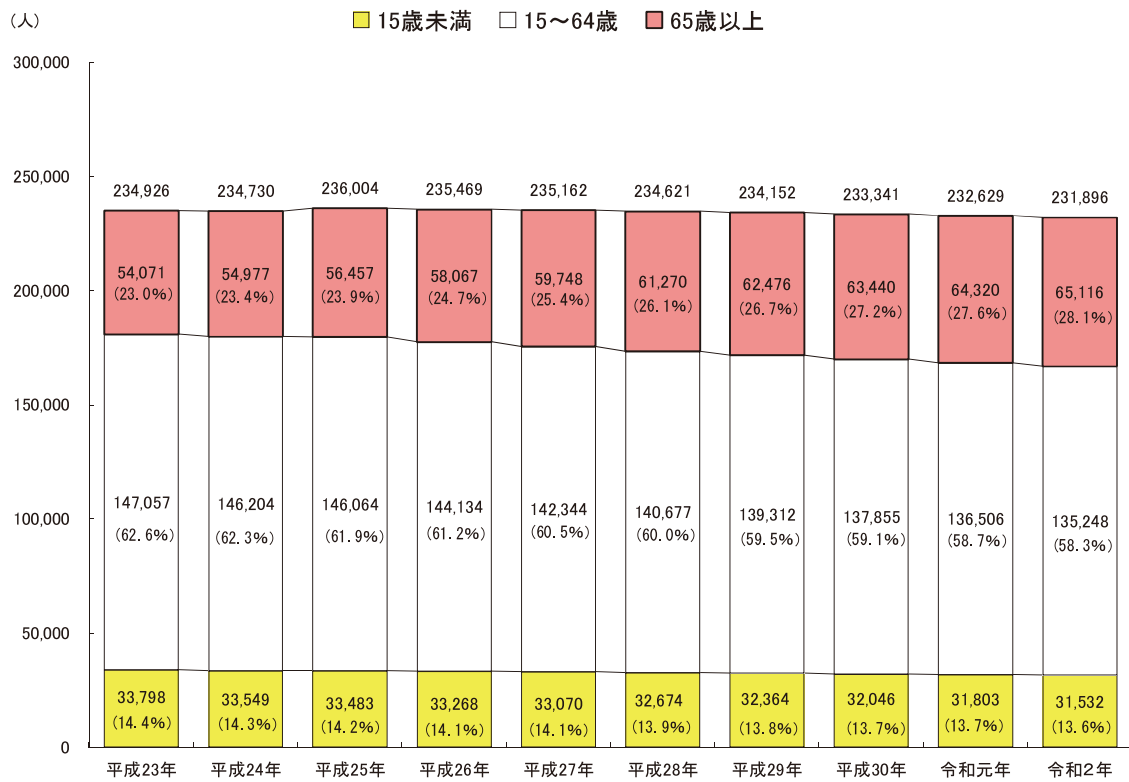
資料：住民基本台帳（令和2年3月31日時点）

図表 2 小学校区別人口及び世帯数の推移

校区別	令和2年				平成27年				増加数				増加率(%)	
	世帯数	人口			世帯数	人口			世帯数	人口			世帯数	人口
		総数	男	女		総数	男	女		総数	男	女		
総数	101,132	231,896	109,387	122,509	97,366	234,621	110,482	124,139	3,766	△ 2,725	△ 10,955	△ 16,300	3.87	△ 1.16
勸興	3,445	6,680	3,082	3,598	3,316	6,624	3,041	3,583	129	△ 56	△ 41	△ 15	3.89	0.85
循誘	4,530	8,775	4,055	4,720	4,310	8,803	3,970	4,833	220	△ 28	△ 85	△ 113	5.10	△ 1.03
日新	4,416	9,269	4,368	4,901	4,279	9,365	4,406	4,959	137	△ 96	△ 38	△ 58	3.20	△ 1.03
赤松	3,837	8,260	3,833	4,427	3,649	7,993	3,698	4,295	188	267	135	132	5.15	3.34
神野	5,596	11,402	5,253	6,149	5,340	11,381	5,298	6,083	256	21	△ 45	66	4.79	0.18
西与賀	2,495	5,703	2,596	3,107	2,553	6,040	2,802	3,238	△ 58	△ 337	△ 206	△ 131	△ 2.27	△ 5.58
嘉瀬	2,083	4,838	2,222	2,616	1,998	4,962	2,275	2,687	85	△ 124	△ 53	△ 71	4.25	△ 2.50
巨勢	2,361	5,512	2,614	2,898	2,178	5,301	2,545	2,756	183	211	69	142	8.40	3.98
兵庫	6,476	15,623	7,396	8,227	6,072	15,151	7,135	8,016	404	472	261	211	6.65	3.12
高木瀬	6,189	13,986	6,543	7,443	5,924	13,857	6,479	7,378	265	129	64	65	4.47	0.93
北川副	5,446	12,573	5,882	6,691	5,180	12,445	5,807	6,638	266	128	75	53	5.14	1.03
本庄	5,761	12,044	5,902	6,142	5,522	11,869	5,796	6,073	239	175	106	69	4.33	1.47
鍋島	5,577	12,844	6,098	6,746	5,508	13,313	6,334	6,979	69	△ 469	△ 236	△ 233	1.25	△ 3.52
金立	2,055	4,482	2,168	2,314	2,021	4,692	2,244	2,448	34	△ 210	△ 76	△ 134	1.68	△ 4.48
久保泉	1,667	3,735	1,782	1,953	1,584	3,780	1,792	1,988	83	△ 45	△ 10	△ 35	5.24	△ 1.19
蓮池	701	1,714	812	902	664	1,719	802	917	37	△ 5	10	△ 15	5.57	△ 0.29
新栄	3,198	7,058	3,267	3,791	3,169	7,382	3,442	3,940	29	△ 324	△ 175	△ 149	0.92	△ 4.39
若楠	3,819	7,931	3,695	4,236	3,760	8,138	3,757	4,381	59	△ 207	△ 62	△ 145	1.57	△ 2.54
開成	4,032	9,502	4,449	5,053	3,953	9,869	4,584	5,285	79	△ 367	△ 135	△ 232	2.00	△ 3.72
諸富北	2,332	5,505	2,630	2,875	2,282	5,807	2,739	3,068	50	△ 302	△ 109	△ 193	2.19	△ 5.20
諸富南	1,852	4,822	2,298	2,524	1,810	5,028	2,410	2,618	42	△ 206	△ 112	△ 94	2.32	△ 4.10
春日	3,735	8,729	4,111	4,618	3,268	8,215	3,873	4,342	467	514	238	276	14.29	6.26
川上	2,134	5,749	2,728	3,021	1,984	5,763	2,718	3,045	150	△ 14	10	△ 24	7.56	△ 0.24
松梅	364	947	452	495	370	1,020	503	517	△ 6	△ 73	△ 51	△ 22	△ 1.62	△ 7.16
春日北	3,162	7,749	3,696	4,053	3,008	7,575	3,570	4,005	154	174	126	48	5.12	2.30
富士	1,007	2,348	1,112	1,236	1,017	2,572	1,212	1,360	△ 10	△ 224	△ 100	△ 124	△ 0.98	△ 8.71
北山	320	848	425	423	355	979	477	502	△ 35	△ 131	△ 52	△ 79	△ 9.86	△ 13.38
北山東部	137	363	170	193	139	375	179	196	△ 2	△ 12	△ 9	△ 3	△ 1.44	△ 3.20
三瀬	498	1,267	620	647	491	1,330	649	681	7	△ 63	△ 29	△ 34	1.43	△ 4.74
南川副	1,272	2,998	1,443	1,555	1,263	3,249	1,574	1,675	9	△ 251	△ 131	△ 120	0.71	△ 7.73
西川副	542	1,548	764	784	521	1,642	810	832	21	△ 94	△ 46	△ 48	4.03	△ 5.72
中川副	2,159	5,751	2,718	3,033	2,136	6,041	2,853	3,188	23	△ 290	△ 135	△ 155	1.08	△ 4.80
大詫間	2062	5,424	2,605	2,819	2032	5,775	2,791	2,984	30	△ 351	△ 186	△ 165	1.48	△ 6.08
東与賀	2,938	8,161	3,904	4,257	2,856	8,474	4,056	4,418	82	△ 313	△ 152	△ 161	2.87	△ 3.69
久保田	2,934	7,756	3,694	4,062	2,854	8,092	3,861	4,231	80	△ 336	△ 167	△ 169	2.80	△ 4.15

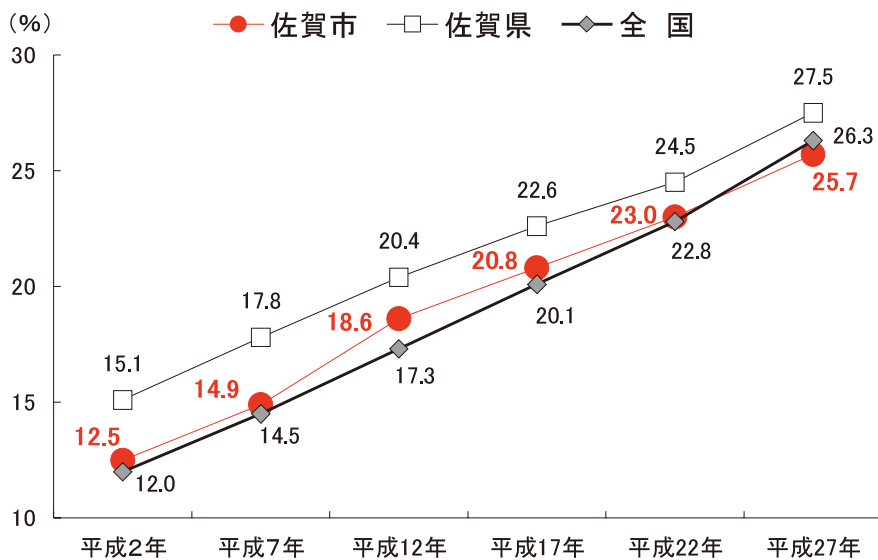
資料：市民生活課（各年3月31日時点）

図表 3 年齢3区分別の人口と人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

図表 4 高齢化率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

2. 支援を必要とする人の増加

高齢化の進行に伴い、介護などの日常生活の支援を必要とする人も増加しています。

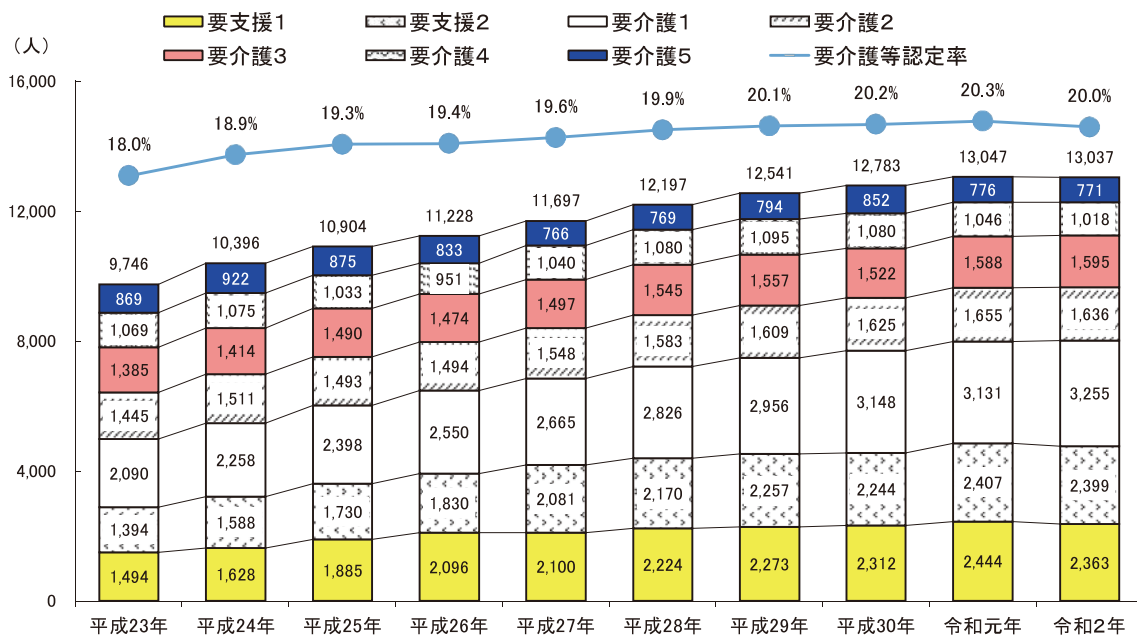
本市における65歳以上の要介護認定者数及び要介護認定率（介護保険第1号被保険者数に対する要介護認定者数の割合）の推移は図表5に示すとおりですが、要介護認定者数は平成23年以降増加を続けており、令和2年までの10年間で約1.3倍となっています。また、要介護認定率は、近年はおおむね20%前後で推移しています。

また、障害者手帳所持者も増加傾向にあります（図表6）。平成23年から令和2年にかけて、手帳所持者は全体で約1.1倍となっています。障がい種別ごとに比較すると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者ともに増加していますが、特に精神障害者保健福祉手帳所持者は約1.9倍と大きく増加しています。身体障害者手帳の所持者は平成28年をピークに減少に転じていますが、身体の障がいは加齢に伴いさらに要因が増えることから、今後、再び増加に転じる可能性も考えられます。

ひとり親世帯も年々増加傾向にあり、平成2年は1,547世帯であったのに対し、平成27年では1,870世帯となっており約1.2倍となっています。（図表7）

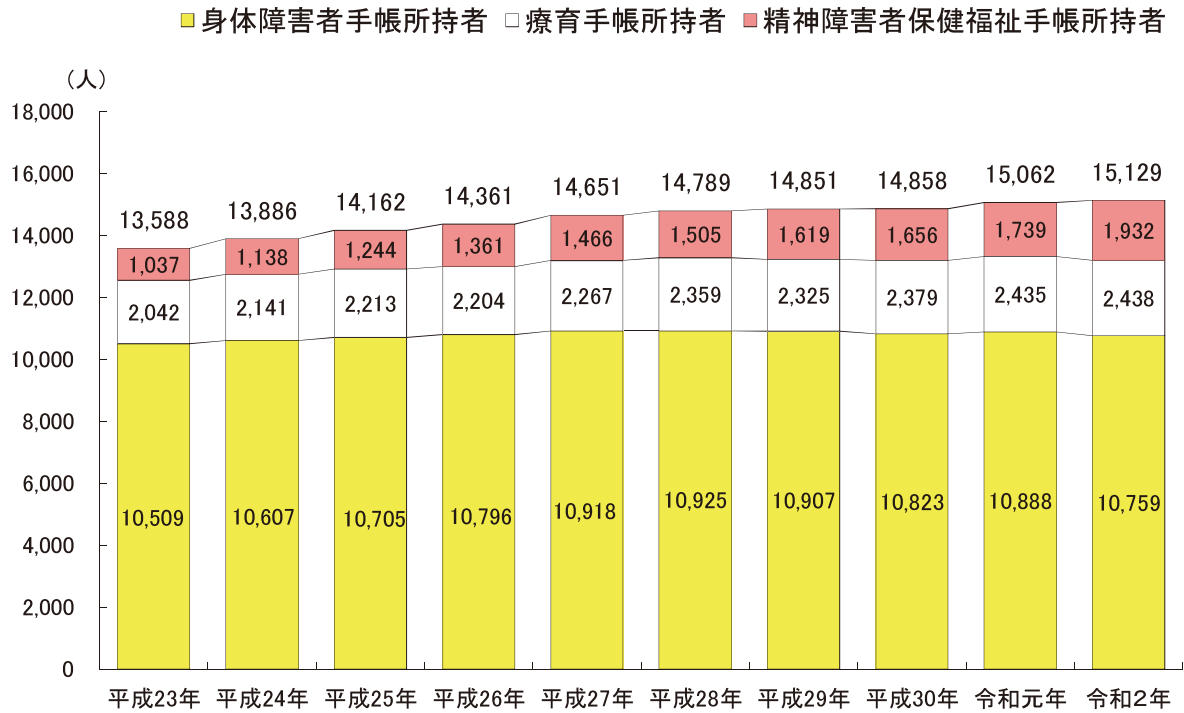
要介護認定者や障がい者、ひとり親などの何らかの支援が必要な人の増加により、介護や介助を行う家族の負担も大きくなります。要介護者への支援やサービスの提供のほか、介護予防の取り組み、地域社会全体で支え合う仕組みをつくることで、介護者の負担軽減も図る必要があります。

図表5 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



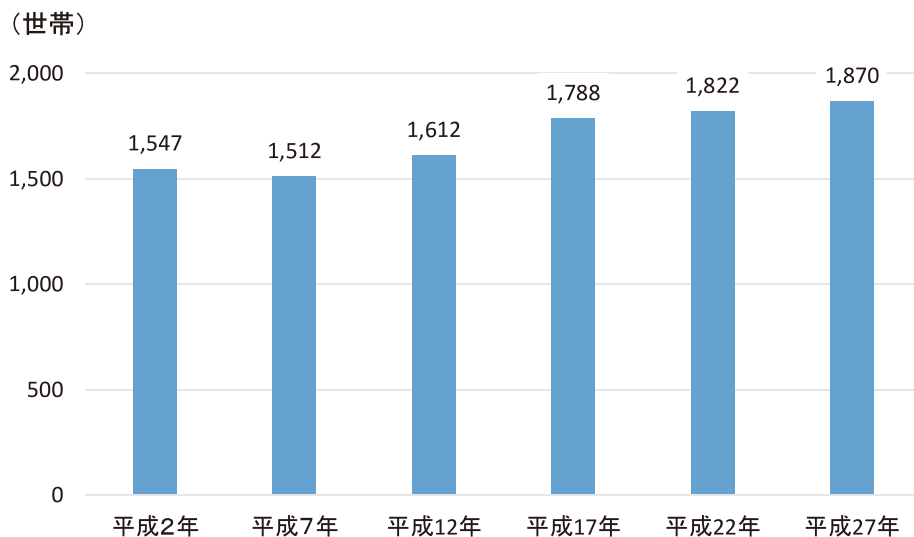
資料：介護保険事業報告（各年3月31日時点）

図表 6 障害者手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課（各年3月31日時点）

図表 7 ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

3. 生活困窮世帯の増加

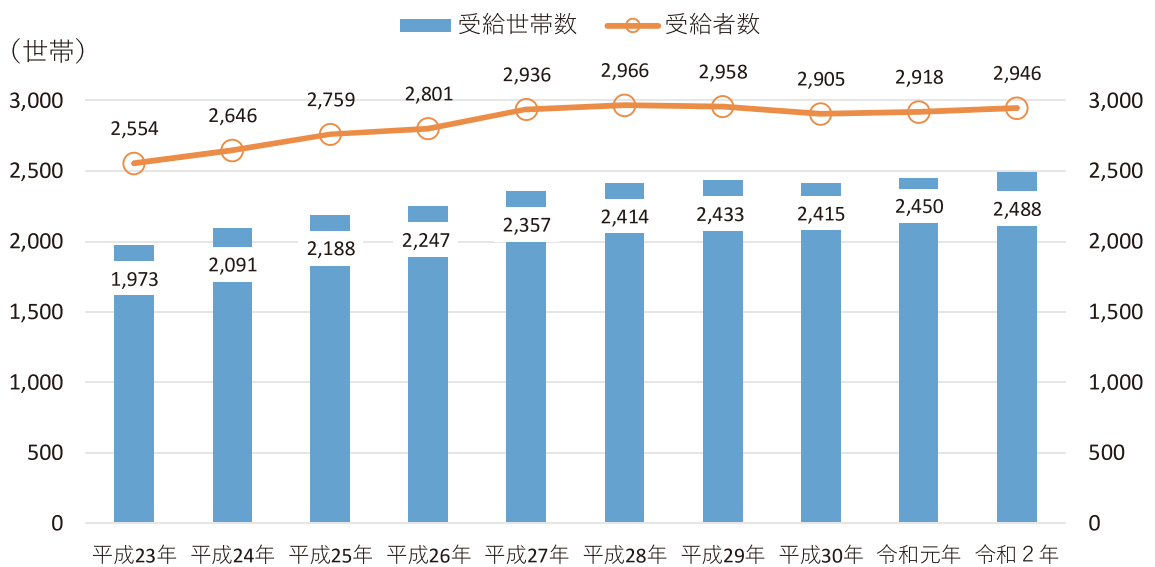
本市の生活保護受給世帯及び受給者数は、平成23年以降、おおむね増加傾向で推移しており、令和2年3月31日時点の生活保護受給世帯は2,488世帯、受給者数は2,946人となっています（図表8）。

本市では高齢者世帯の受給が増加傾向にあることや、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う経済活動などの停滞により、今後さらに生活困窮世帯が増加する可能性も考えられます。

生活が困窮している世帯の多くは、経済的な要因以外に何らかの課題を抱えている場合も多く、また、同居する家族にも支援が必要な状況にあるなど、世帯内で複合的な課題を抱えている場合も少なくありません。

生産年齢人口が減少を続けている本市において、各制度に基づく給付はもちろんですが、地域社会において孤立を防ぐためには、日常的な声かけや見守り、多様な居場所づくりなど支え合いの体制を進めていくことも重要です。

図表8 生活保護受給世帯の推移



資料：生活福祉課（各年3月31日時点）

4. 家族形態の多様化

少子高齢化の進行や働き方・暮らし方や価値観の変化に伴い、家族の形態が多様化しています。全国的な傾向として、孫・子・親からなる3世代以上の世帯が減少する一方、核家族世帯や単独世帯は増加を続けています。本市でも同様の傾向にあり、核家族世帯は増加傾向となっています（図表9、図表10）。

また、高齢単身世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加しており、平成27年時点で本市の親族世帯数の約3割を占めています（図表11）。

家族形態の多様化や世帯人員の減少により、日常的なケアが必要な家族のいる家庭では、生活の不安や悩みを相談できる相手がいなかったり、家族の状況の変化を周りが気づき支えるという関係を構築しにくくなったりするなど、地域社会から孤立することも考えられます。

このように、人とのかかわり方が大きく変わった今日、地域社会に求められることは、身近な場所で相談ができる場の設置や、多様な人が参加できる居場所づくりの設置を進め、人や地域とつながり続けていく大切さを根付かせていくことです。

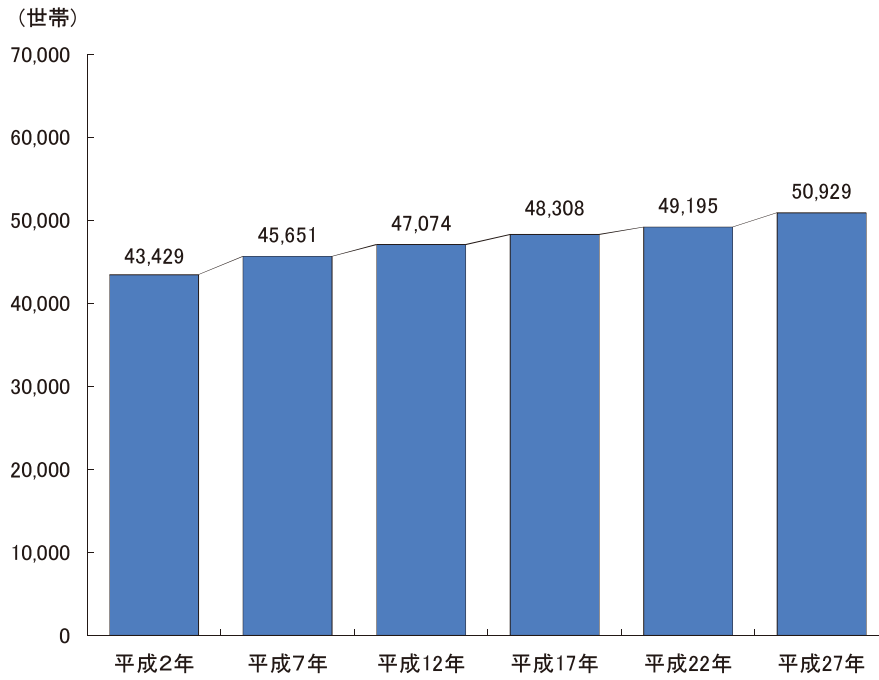
図表9 世帯構成の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯総数	76,168	82,292	84,727	87,445	90,154	93,001
親族世帯	59,412 78.0%	60,984 74.1%	61,534 72.6%	61,935 70.8%	61,579 68.3%	61,687 66.3%
核家族世帯	43,429 57.0%	45,651 55.5%	47,074 55.6%	48,308 55.2%	49,195 54.6%	50,929 54.8%
夫婦のみ	11,479 15.1%	13,203 16.0%	14,539 17.2%	15,518 17.7%	16,072 17.8%	16,934 18.2%
うち、高齢者夫婦のみ ※下段の%は夫婦のみ 世帯に対する割合	4,068 5.3%	5,403 6.6%	6,764 8.0%	7,748 8.9%	8,466 9.4%	8,292 8.9%
夫婦と子ども	26,341	26,106	25,460	24,685	24,303	24,690
男親と子ども	698	797	906	1,051	1,106	1,184
女親と子ども	4,911	5,545	6,169	7,054	7,714	8,121
その他の親族世帯	15,983 21.0%	15,333 18.6%	14,460 17.1%	13,627 15.6%	12,384 13.7%	10,758 11.6%
非親族世帯	87 0.1%	182 0.2%	283 0.3%	322 0.4%	700 0.8%	651 0.7%
単独世帯	16,669 21.9%	21,126 25.7%	22,910 27.0%	25,188 28.8%	27,848 30.9%	30,456 32.7%
うち、高齢者ひとり暮らし ※下段の%は単独世帯に対する割合	3,264 4.3%	4,400 5.3%	5,590 6.6%	6,736 7.7%	7,903 8.8%	9,588 10.3%
	19.6%	20.8%	24.4%	26.7%	28.4%	31.5%

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

※一般世帯総数は、世帯の家族類型「不詳」を含む

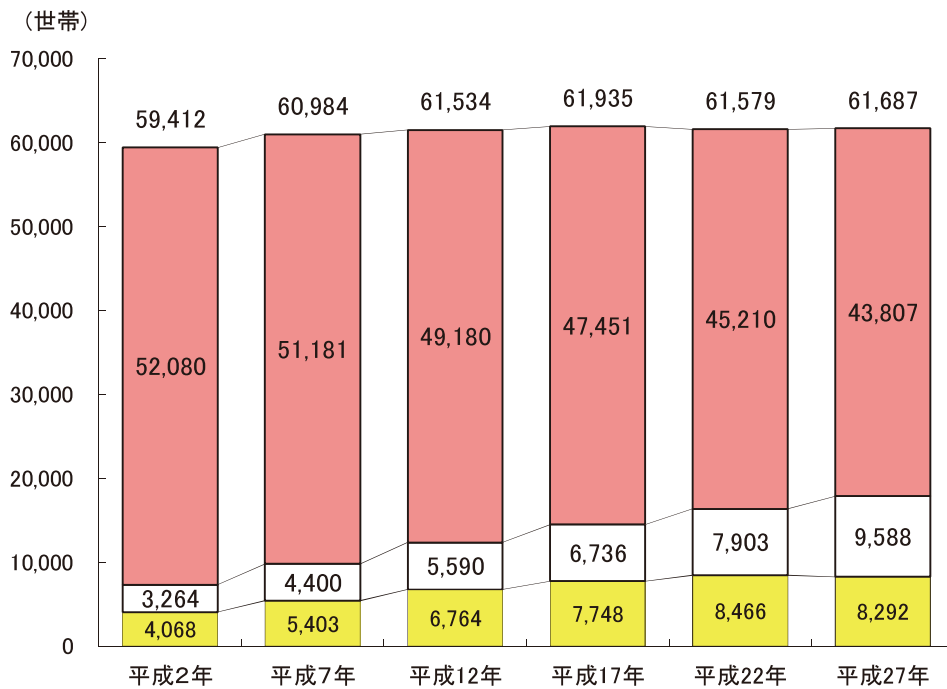
図表 10 核家族世帯の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

図表 11 高齢者のみの世帯数の推移

■ 高齢者夫婦のみの世帯 □ 高齢者単身世帯 ■ その他の親族世帯



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

5. 地域活動の状況

(1) 校区社会福祉協議会

校区社会福祉協議会は、地域住民で構成された任意の団体であり、旧佐賀市（平成17年10月1日合併前の佐賀市）の19小学校区に設置されています。

「共に支え合う地域福祉のまちづくり」をスローガンに掲げ、地域や世代間の交流事業を実践することで、福祉のまちづくりを推進しています。

今後は、佐賀市社会福祉協議会の体制の見直しにより、令和2年度をもって各支所が廃止となることから、支所管内においても、地域福祉の核となる校区社会福祉協議会などの設立を目指し、誰もが安心して住み続けることができる地域づくりに努めていきます。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民を見守り、住民の身近な相談相手や専門機関へのつなぎ役を担う、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。民生委員・児童委員のなかには、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員もいます。

また、市内には、おおむね小学校区単位で地区民生委員児童委員協議会が設置されており、毎月開催される定例会議では、地域における福祉課題の情報を共有し、課題を抱える世帯の支援方法などを協議しています。

自らも地域住民の一員でありながら、「住民に寄り添う相談・支援者」として活動する民生委員・児童委員は、地域福祉を推進するうえで非常に重要な役割を担っています。

(3) 自治会

自治会は、地域社会の発展と向上のため、防災や防犯活動、環境保全活動、親睦活動、地域福祉活動を担っており、地域生活において無くてはならない組織です。現在663の単位自治会、32の校区自治会長会があります。

しかしながら、年々、自治会加入率は微減傾向にあり、役員のみならず手不足や活動の低下などの課題があります。そのような中、近年多発する災害などにより、自治会の重要性が再認識されており、住民のニーズに合った活動や運営のあり方が求められています。

(4) まちづくり協議会

市では、平成23年度から単位自治会の範囲を超える一定の区域（主に小学校区）を基本に、自治会をはじめ、子ども会、老人クラブなどの各種団体が連携し、さまざまな地域生活課題の解決や地域活性化に向けた取組を行っています。

市内の校区自治会数は32か所で、令和2年4月1日現在30校区にまちづくり協議会が設立されています。

まちづくり協議会では福祉に関する部会も設置され、見守り活動などにも精力的に取り組まれています。

図表 12 まちづくり協議会の設置状況

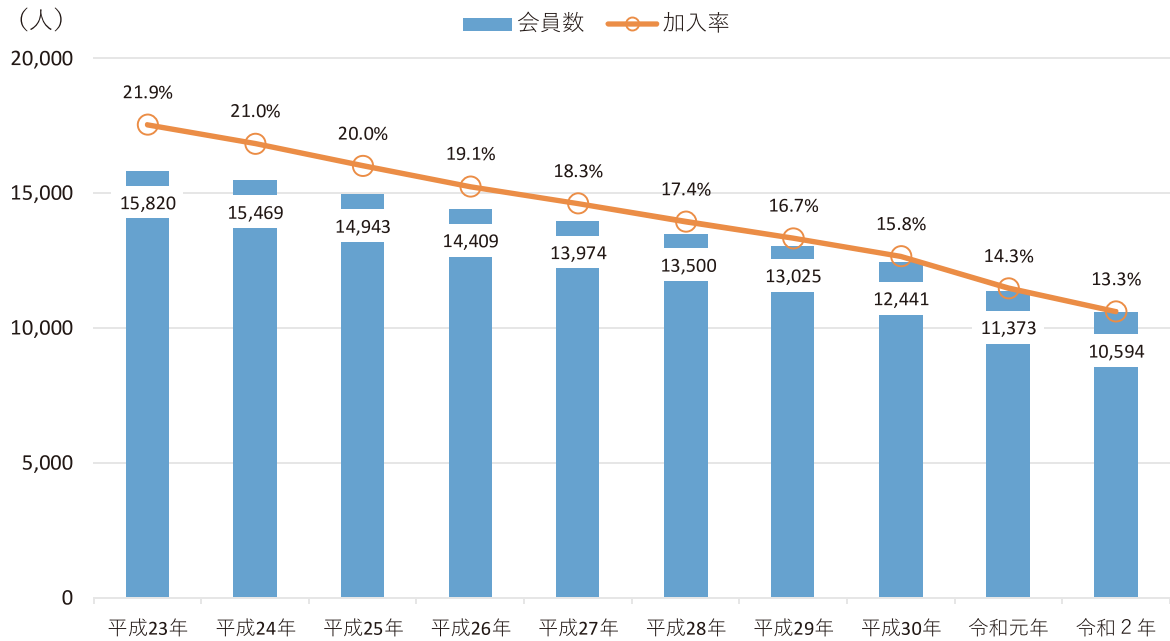
設立年度	協議会名	
H23年度	本庄まちづくり協議会	嘉瀬まちづくり協議会
	金立まちづくり協議会	-
H24年度	諸富町まちづくり協議会	川上校区まちづくり協議会
	北川副まちづくり協議会	-
H25年度	東与賀まちづくり協議会	巨勢まちづくり協議会
	兵庫まちづくり協議会	久保田まちづくり協議会
	博愛の里中川副まちづくり協議会	西川副まちづくり協議会
H26年度	新栄ふれあいまちづくり協議会	西与賀まちづくり協議会
	神野まちづくり協議会	南川副まちづくり協議会
	春日まちづくり協議会	開成まちづくり協議会
	春日北まちづくり協議会	-
H27年度	勸興まちづくり協議会	鍋島まちづくり協議会
H28年度	日新校区まちづくり協議会	循誘まちづくり協議会
	高木瀬まちづくり協議会	-
H29年度	赤松まちづくり協議会	蓮池まちづくり協議会
	大詫間まちづくり協議会	-
H30年度	若楠まちづくり協議会	久保泉まちづくり協議会
	松梅まちづくり協議会	-

資料：協働推進課

(5) 老人クラブ

老人クラブの会員数は減少傾向にあります。60歳以上の人口に対する老人クラブ会員数の比率である加入率をみると、平成23年では21.9%であったものが、令和2年には13.3%まで減少しています。

図表 13 老人クラブの会員数と加入率の推移



資料：高齢福祉課（各年4月1日時点）

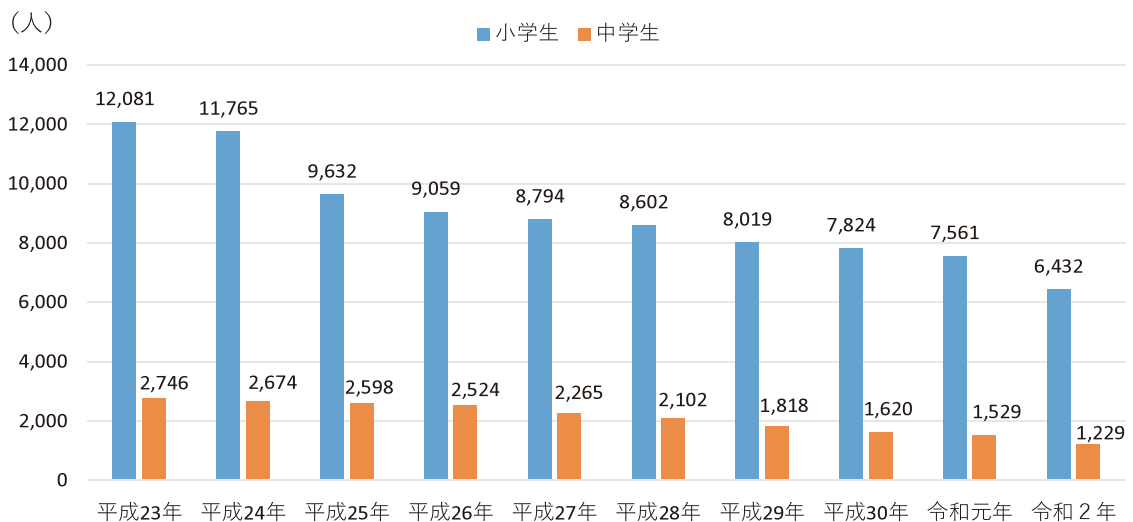
老人クラブには、会員相互の親睦を深めるという目的に加え、地域における福祉活動の大きな一翼を担う役割が期待されています。多くの老人クラブがかかわっている地域における見守り活動や友愛ヘルプ活動などは、地域活動によるつながりを再構築するとともに、地域福祉を推進していくうえで大変重要な活動となります。

(6) 子ども会

子ども会への加入者は減少傾向にあります。子どもの数が減少していることや、子どもを取り巻く環境が変化し、子育て世帯の地域活動に対する関心が低くなっていることが影響しているものと思われます。

その結果、子どもたちのみならず、その保護者たちも、地域の人たちとのつながりが希薄化してしまうことも考えられます。

図表 14 子ども会の加入者数の推移



資料：社会教育課

子ども会活動は、子ども自身が地域での活動に主体的にかかわることができる貴重な機会であり、同じ地域に暮らす年齢の異なる子ども同士が交流を深め合う体験ができる大切な機会でもあります。

若い世代を中心に近所づきあいが少なくなり、地域における顔のみえる関係性が希薄化してきたとの指摘もあるなか、子ども会活動は地域活動によるつながりを再構築するとともに、子どもの豊かな学びと将来につながる経験のために、大変貴重な活動となります。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

(1) 背景

人口減少や少子高齢化は依然として深刻な状況であり、高齢者世帯や単身世帯の増加が確実に進んでいます。そのため、担い手不足による地域の弱体化、交通弱者の移動手段の確保、空き家・空き地の増加など、さまざまな地域生活課題が見受けられます。

また、個人においても価値観や生活様式の多様化、地域や家族、職場における「つながり」や「支え合う力」が脆弱になることで、問題を抱える人が地域社会から孤立しているという状況があります。

このように、個人や世帯が抱える課題に対し、これまでの各制度のサービスの提供だけでは、解決できない問題が発生しています。

(2) 計画の方向性

人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、高齢者や子ども、障がい者、生活困窮者、在住外国人などの地域で暮らす人々が、相互に人格と個性を尊重しながら、すべての住民が住み慣れた地域で、共に助け合い、支え合う取組を推進するとともに、福祉以外の教育、労働、交通、まちづくりなどの生活関連分野と連携し、これまで解決できなかった地域生活課題の解決を図るための取組を推進します。

(3) 目指す姿

これからは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が役割を持ち、つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指します。

[基本理念]

みんなが参加、みんなで福祉、みんなの安心 笑顔が輝く佐賀のまち
～地域共生社会の実現を目指して～

第3期計画において「みんなが参加、みんなで福祉、みんなの安心 笑顔が輝く佐賀のまち」を基本理念として地域福祉を推進してきましたが、本計画においてもこの理念を継承しつつ、さらに地域共生社会の実現をより確かなものとするために新たな文言を追加しました。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念「みんなが参加、みんなで福祉、みんなの安心 笑顔が輝く佐賀のまち～地域共生社会の実現を目指して～」を実現するために、次に挙げる3つの基本目標を設定しました。

[基本目標1]

みんなの主体的な活動を促す地域づくり・人づくり

誰もが主体的に地域福祉活動に参加できる地域を目指します。そのために、さまざまな人々が出会い、お互いを知る交流の場や居場所の充実を図るとともに、ボランティア活動や市民活動の活性化を図ります。

また、住民相互の理解、福祉や人権に関する教育・啓発、地域における福祉課題の学びの場の充実を図り、「我が事」として地域福祉に参画する人づくりを進めます。

[基本目標2]

地域で安心安全な暮らしを支える体制づくり

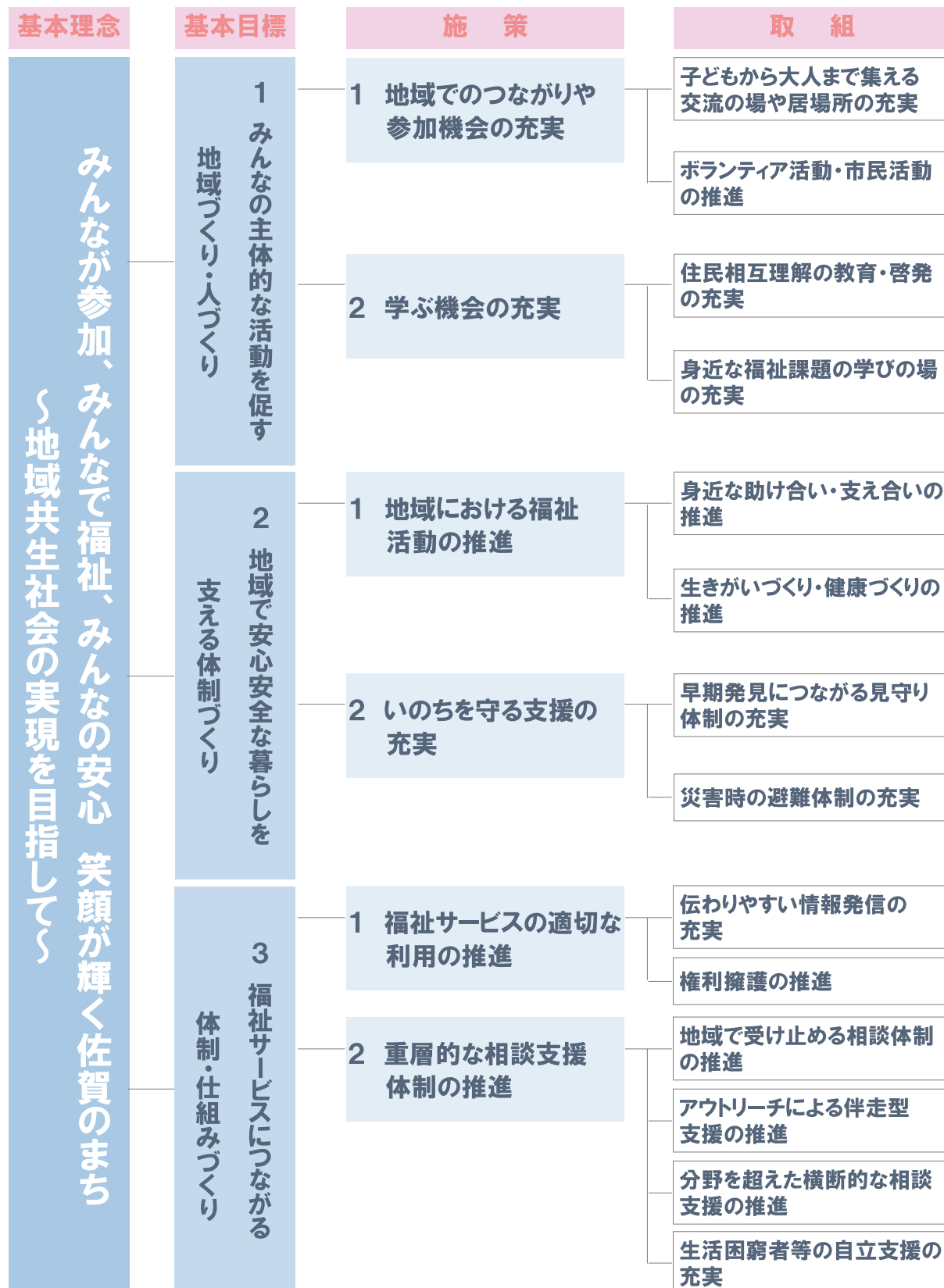
近年、台風や豪雨などの大規模な災害が多発していることや、児童への虐待、自殺などが増加する中で、誰もが地域で安心して安全に暮らせる地域づくりを目指します。そのために、地域での助け合いや支え合いの仕組みを整えとともに、地域で見守る体制を強化するなど、いのちを守る支援の充実を図ります。

[基本目標3]

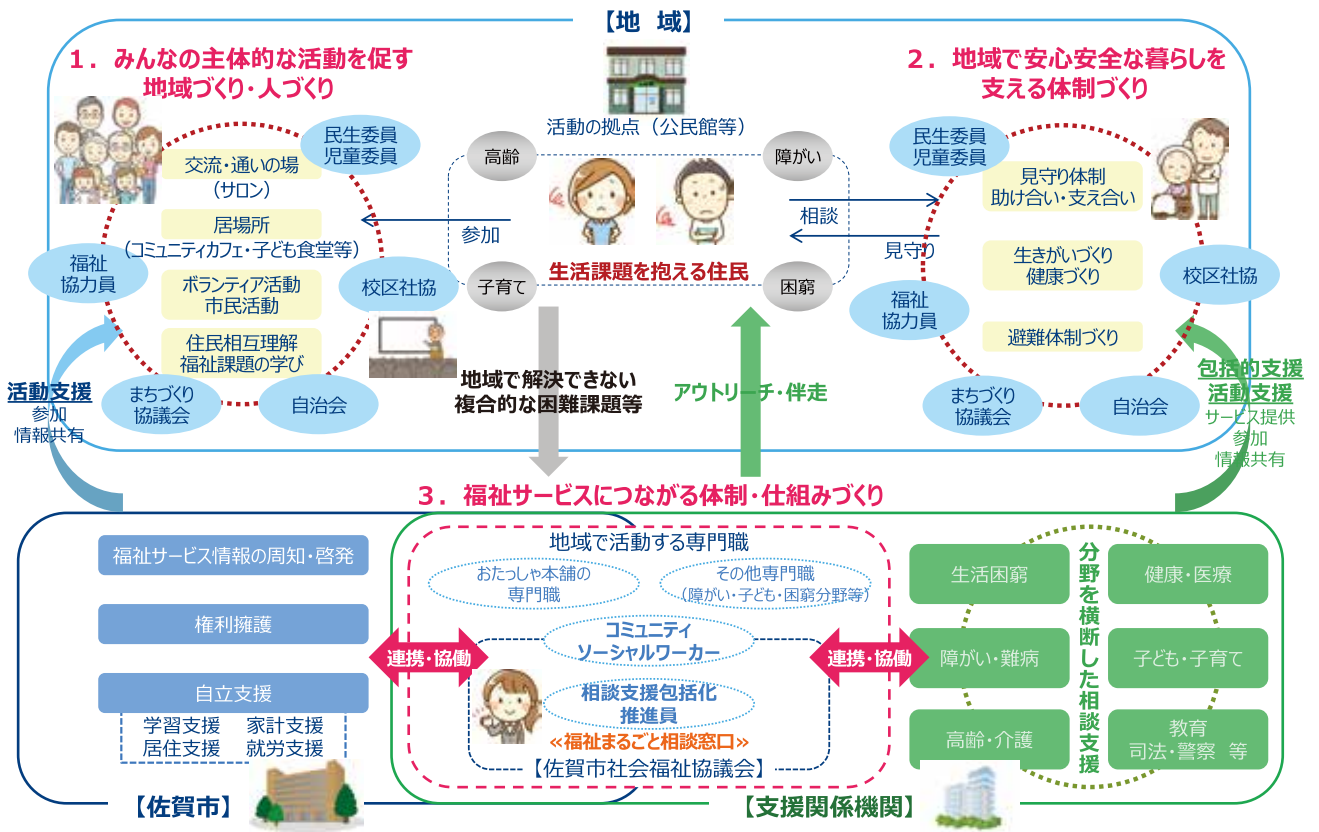
福祉サービスにつながる体制・仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる体制・仕組みづくりを進めます。そのために、福祉サービスの情報が伝わりやすい提供方法の検討や、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるような支援体制を整備します。また、複雑化・複合化した課題の解決に向けて、アウトリーチによる支援を進め、重層的な相談支援体制の推進を図ります。

3. 計画の体系



<地域共生社会の実現に向けた取組イメージ>



第4章 施策の展開

基本目標1 みんなの主体的な活動を促す地域づくり・人づくり

1. 地域でのつながりや参加機会の充実

(1) 子どもから大人まで集える交流の場や居場所の充実



【現状と課題】

少子高齢化や単身世帯の増加などによる家族形態の変化、携帯電話やインターネットの普及、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域への関心が薄い人や地域との関わりが弱い人、地域社会で孤立する人が増えています。

最近では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、外出や他人とのコミュニケーションの機会が減り、気持ちが落ち込む、不安になるといった心の不調を抱える人も多くいます。

地域住民のつながりを回復し、相互理解を深めるためには、世代、性別、国籍などのさまざまな違いを超えて、多様な人が気軽に立ち寄り、安心して参加できる身近な居場所や交流の場（機会）を感染症予防対策をしながら継続していくことが重要です。

また、子どもたちの食の支援を目的とした子ども食堂についても、子どもの居場所というだけでなく、多世代の人をつなげる場所としての活用が期待できます。

<p>市民の声</p> 	<ul style="list-style-type: none">・交流や外出の機会が減少している。・高齢者や子ども、障がい者などの属性で分けるのではなく、同じ所で交流することによって、思いやりの気持ちや偏見をなくすることができるのではないか。・マンション住民と地域とのつながりがなく、子どもがどこの小学校に通学しているかも分からない。・高齢者も障がい者もお互いに支える場所があるとよいと思う。・同じところで交流することで、思いやりの気持ちが生まれるのでは。ひきこもりの子が気軽に行けて、親同士の交流ができる場が欲しい。
<p>アンケート結果より</p> 	<ul style="list-style-type: none">・近所の人とのつきあいの中で、「非常に親しく付き合っている」または「親しく付き合っている」と回答した割合が、約35%ありました。

【取組の方針】

地域からの孤立を防ぎ、社会参加を促すため、公民館をはじめとした地域の拠点において、これまで結びつきがなかった人と人とが世代や属性を超えて交流できる居場所や機会の充実を図ります。



自分や家族が取り組むこと

- 挨拶や声かけなど、日頃から隣近所とのコミュニケーションをとることを心がけます。
- 積極的に地域行事に参加し、地域の多くの人と交流の機会を持つことを心がけます。
- 地域で開催されるサロンやコミュニティカフェなどの交流の場を利用し、住民同士による気にかけて合う関係性を維持します。



全世代参加のコミュニティカフェ

地域のみんなが取り組むこと

- 地域の集いの場を活性化するために、参加しやすい雰囲気づくりや新たな集いの場の設置を進めるなど、地域の交流の場の充実に努めます。
- 家族介護者や子育て中の保護者などがお互いに悩みを語り合う場や、多世代、外国人など、多様な地域住民が参加しやすい交流の場を設けます。



社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
社- 1	交流の場の充実	コミュニティカフェなどの世代を問わず誰もが集える居場所づくりや交流事業を推進します。

行政が取り組むこと



No.	項目	取組の内容
行- 1	交流活動の推進	公民館などで開催されるサークル活動や学習会などの充実を図るほか、孤立しがちな高齢者や障がい者などの参加を促す交流活動を推進します。
行- 2	交流の場の充実	誰もが集える居場所や家族介護者などがお互いに悩みを語り合えるような交流の場の充実を図ることで、地域での支え合いを推進します。

(2) ボランティア活動・市民活動の推進

【現状と課題】

少子高齢化が進む中で、高齢者や障がい者、子育て中の人、妊産婦などの日常生活で支援を必要としている人が、身近な地域で助け・支えられる活動がますます必要となっています。

また、ボランティア活動などの活性化に向けて、「できることをできる範囲で」といったことを伝えながら、住民の自発的な活動を促すような仕掛けが求められているほか、ボランティア団体や市民活動団体などが地域とつながる仕掛けも大切です。

<p>市民の声</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・いつも見守り隊の方が朝立ってくださっているので、車が多い所でも安心して学校へ行かせることができおり感謝している。自分もできる時が来たら少しでもだれかの役に立てればと思っている。 ・地域活動に参加してみたい。 ・ボランティア活動にも感心はあるが、何から始めてよいかわからない。 ・相談したいことがあるのに、身近に相談する人がいない。 ・少子高齢化が進み、地域の担い手も高齢化している。今後の地域活動も衰退していくのではないか。
<p>アンケート結果より</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在ボランティア活動に参加していると回答した人の割合は、35.2%で、前回調査（H26年度）の11.3%より、約24%伸びています。 ・「住民としてできることは」という問いに対して、「地域活動に積極的に参加する」が9.5%、「地域行事にできる範囲で参加する」が33.6%、「できるだけ地域の出来事に関心を持つ」が22.7%と、あわせて半数以上を占めていました。

【取組の方針】

福祉活動の担い手を募るため、住民がボランティア活動や市民活動に参加しやすい環境づくりを推進します。



自分や家族が取り組むこと

- 趣味や特技、経験などを活かし、積極的にボランティア活動や市民活動に参加します。
- ボランティア育成講座などを積極的に受講します。



地域のみんなが取り組むこと

- 地域行事などを通して、若い世代や外国人などを含めた地域住民が、ボランティア活動に参加しやすいきっかけづくりを進めます。
- ボランティア活動の拠点として活動できるように施設などを広く開放します。また、ボランティア団体や市民活動団体の活動を周知し、新規メンバーを増やす取組を進めます。
- 他のボランティア団体や市民活動団体との交流を深めることで、活動の幅を広げます。

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
社- 2	ボランティア活動推進団体との連携	ボランティア活動の活性化に向けて、関係団体と連携・調整を図ります。
社- 3	交流・研修機会の充実	活動充実のため、情報交換や研修会の機会を設けます。
社- 4	参加しやすい環境づくり	安心してボランティア活動ができるような環境づくりに努めます。

行政が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
行- 3	活動の周知と情報の提供	地域住民や地域団体などによるボランティア活動や市民活動を広く周知し、活動の活性化を図ります。また、活動に必要な情報を提供します。
行- 4	活動しやすい環境づくり	活動の拠点として活用できるように、公共施設などを広く開放します。また、市民活動の拠点施設である市民活動プラザの利用促進を図ります。
行- 5		ボランティア団体や市民活動団体の育成とよりよい協働のあり方を検討し、協働の取組を積極的に進めていきます。



2. 学ぶ機会の充実

(1) 住民相互理解の教育・啓発の充実

【現状と課題】

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人がつながることで、地域をともに創っていく地域共生社会を実現するためには、認知症の方や障がい者、生活困窮者、自宅に長くひきこもっている人、罪をつぐない社会復帰された人、外国籍の人などが、地域社会の中で生きづらさを感じず、地域社会から受け入れられる風土を醸成することが重要です。

そのためには、国籍や性別などのさまざまな壁を越えて互いを理解するための教育や啓発を充実していくことが求められています。

<p>市民の声</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・小さい頃からの教育が一番大切。佐賀市は、福祉について意識を持つ人の育成に力を入れるべき。大人は、子どもを優しく育てていくような啓発活動をしていくべきだと思う。 ・「社会教育」の充実を期待している。
<p>アンケート結果より</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「近隣の外国籍の方とのつきあいがありますか」という問いに、「親しくつきあっている」または「挨拶する程度のつきあいがある」を合わせた数字が7.8%であった一方、「全くない」が40.1%、「ほとんどない」が15.1%と多くを占めていました。

【取組の方針】

年齢や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もが同じ社会の一員として尊重される社会の実現を目指し、福祉や人権に関する教育や啓発の充実を図ります。



自分や家族が取り組むこと

- 高齢者や障がい者、子ども、外国人の課題などについて理解を深めます。
- 福祉や人権に関する講演会や学習会などへ積極的に参加します。また、お互いの違いを認め、相互理解を深めます。



地域のみんなが取り組むこと

- 地域の社会資源や人材を活かしながら、福祉や人権等に関する学習会などを開催し、かつ、その継続に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
社- 5	福祉教育の推進	地域を巻き込んだ福祉の啓発の機会を設け、高齢者や障がい者などの相互理解を深め、地域福祉の教育を推進します。
社- 6	福祉人材の育成	福祉医療教育系の大学などからの福祉実習生を積極的に受け入れ、これからの福祉を担う人材の育成を支援します。

行政が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
行- 6	福祉教育の推進	福祉や人権に関する幼児期からの教育や啓発の充実を図ります。
行- 7		福祉現場におけるさまざまな人権問題について、人権教育・啓発の取組を推進します。
行- 8		高齢者や障がい者への理解を深めるための体験や交流を通じた福祉教育の取組を推進します。
行- 9	職員出前講座の開催	福祉や人権に関する職員出前講座を開催し、住民への理解を促進します。



(2) 身近な福祉課題の学びの場の充実

【現状と課題】

これまで地域福祉の推進のために、身近な福祉の課題を学ぶ機会の充実を図ってきました。

しかし、ひきこもりや虐待などといった複雑で深刻な問題に対する理解が進んでいないこと、また、必要なサービスにつながらず、行政などからの適切な支援につながっていない人も見受けられます。

今後、住民一人ひとりが互助、共助の意識を持ちながら地域福祉の主体として取り組むために、身近な福祉課題を共有し、支援につなげていくことが大切です。

<p>市民の声</p> 	<ul style="list-style-type: none">・地域生活課題の把握、住民との共有が必要。・地域福祉推進に向けて課題共有の会議（業種、地域を越えた）の開催が必要。・地域福祉推進に向けて、住民同士が気付いたことや困りごとの共有（誰かへつなぐ意識づけ）が必要。
<p>アンケート結果より</p> 	<ul style="list-style-type: none">・「福祉を推進するためにどうしたらよいか」という問いに、「福祉は行政と住民が連携しながら協力して支え合うべき」という回答が66.2%と最も多くありました。

【取組の方針】

「地域でお互いに助け合い、支え合う」という互助、共助の意識を高めるために、地域福祉に関する広報・啓発を行うとともに、身近な福祉課題について学ぶ場の充実を図ります。



自分や家族が取り組むこと

- 身近な福祉課題について学ぶ機会へ積極的に参加します。



地域のみんなが取り組むこと

- 地域の集まりや地域活動のなかで、地域の資源や人材を活かしながら、身近な福祉課題について学ぶ機会を設け、みんなで地域生活課題を共有します。
- より多くの方が学ぶ機会を得られるように、周知方法や広報を工夫するとともに、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。



身近な福祉課題をテーマにした研修会

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
社- 7	地域福祉活動の啓発	身近な福祉課題を住民自らが課題として考えていくための研修会や、福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座などを実施し、理解を深める取組を進めます。

行政が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
行- 10	地域福祉活動の啓発	住民とともに考えていく福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座などを実施し、身近な福祉課題について理解を深める取組を進めます。

基本目標2 地域で安心安全な暮らしを支える体制づくり



1. 地域における福祉活動の推進

(1) 身近な助け合い・支え合いの推進

【現状と課題】

身近な助け合いを進めていくうえで、第3期地域福祉計画の重点事業の一つに「福祉協力員の設置」を掲げ推進してきましたが、いくつかの校区においては未設置という状況です。人口減少など、これからさらに社会が変わっていくなかで、地域での見守りを継続的な活動として定着していくためには、住民同士の助け合い、支え合いによる地域づくりを進めていくことが重要です。

また、地域のつながりの希薄化により、ちょっとした困りごと（ごみ出し、買い物、通院など）を誰にも頼れずに困っているという問題などには、隣近所で声をかけあいながらお互い様の関係を築き、助け合っていく関係をつくっていくことが大切です。

<p>市民の声</p> 	<ul style="list-style-type: none">・小学生や低年齢の時から、地域で支え合う事の教育をすれば身につくと思う。・まずは隣近所と親しく付き合う事を基本として、班・地域単位の発展したらいいと思う。我々が子供時代の田舎暮らしから助け合いの知恵を学んだ事が、今日の財産になっていると思う。・近所に一人暮らしの人がいるが、日頃のつきあいがないと声かけられない。・気軽に話せて相談できるつきあいが大切だと思う。・買い物、通院などの移動手段に困っている。
<p>アンケート結果より</p> 	<ul style="list-style-type: none">・「地域の人にして欲しい支援は」という問いに、「災害時の手助け」「安否確認などの定期的な声かけや見守り」「日常的な話し相手・困ったときの相談相手」の順に回答が多くありました。

【取組の方針】

住民が自主的かつ継続的に支え合うことで、同じ地域で生活するみんなが孤立することなく、安心して安全な暮らしができることを目指します。



自分や家族が取り組むこと

- 自分一人や家族だけでできないことは、隣近所の人に支援や手助けをお願いします。
- 普段から挨拶や声かけなど、近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。

身近なつきあいで取り組むこと

- 隣近所で気にかかる人がいるときには、見守りを心がけます。
- 日常生活のちょっとした困りごと（ごみ出し、買い物、通院など）を抱えている人に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで助け合い、支え合います。



地域のみんなが取り組むこと

- 地域の組織・団体（自治会、校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員など）が連携を図りながら、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、子育て世帯、ひとり親世帯、障がい者などへの見守り活動等に取り組みます。
- 日常生活上で課題を抱え、専門的な支援が必要な人がいる場合は、行政や支援関係機関へ連絡します。

事業所などが取り組むこと

- 市民活動団体や福祉サービス事業所は、地域に開かれた事業活動を目指し、地域の福祉活動に対して、積極的に協力します。
- 事業者は、配達などの業務のなかで異変を感じたときは、支援関係機関へ連絡するなど、子どもや高齢者などの見守り活動に協力します。

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
社- 8	地域支援の充実	地域における住民同士の自発的な助け合いや支え合いの地域づくりに向けて支援します。
社- 9	見守り活動の充実	福祉協力員の活動を支援します。
社- 10	地域福祉推進組織への支援	地域福祉に主体的に取り組む住民組織を支援します。また、校区社会福祉協議会が未設置の校区については、設置に向けて支援します。

行政が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
行- 11	地域支援の充実	地域における住民同士の自発的な助け合いや支え合いの地域づくりを推進します。
行- 12	見守り活動の充実	地域の中で、みんなで声をかけ合いながら見守る体制を推進します。


(2) 生きがいづくり・健康づくりの推進

【現状と課題】

我が国の平均寿命は、医学の進歩などにより急速に伸び、世界有数の長寿国となっています。しかし、その一方で、がんや糖尿病、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が増加しています。また、75歳以上の後期高齢者の増加により、身体機能の低下や認知症など、介護や周囲の人たちの支援が必要な高齢者も増加しています。

全ての市民が健やかで心豊かに生活していくためには、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることが重要です。

また、退職した高齢者などが、地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、地域活動や交流活動、就労の場づくりなどのさまざまな社会参加の機会を提供することで、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援していくことが大切です。

<p>市民の声</p> 	<p>・担い手を必要とする取組と活動したい人をつなげたい。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------

【取組の方針】

住み慣れた地域で健康でいきいきと生活できるよう、健診などの情報提供を通して、市民の健康意識の向上を図り、生きがいづくり・健康づくりに寄与する機会や場を提供・支援します。また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者の介護予防の取組を推進します。



自分や家族が取り組むこと

- 住民一人ひとりが年に1回は健診を受けることで、健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善など、健康づくりを実践し、自らの健康管理に努めます。
- 地域で開催される介護予防の自主的な活動や高齢者ふれあいサロン等に参加するなど、日常生活で継続して介護予防に取り組めます。



地域のみんなが取り組むこと

- 隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行います。
- 地域の実情を踏まえて、高齢者ふれあいサロンなどの生きがいづくりに向けた取組を実施します。

事業所などが取り組むこと

- 自立に向けたセルフケア（自己管理）を支援していきます。
- 介護予防に向けた取組を支援していきます。

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
社- 11	生きがいつくりの推進	<p>地域包括支援センターとの連携に努め、高齢者ふれあいサロンなどの介護予防に資する取組を支援します。</p>  <p>介護予防を目的とした高齢者ふれあいサロン</p>

行政が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
行- 13	周知・啓発	自分の健康は自らつくるという意識の定着や健康であることの大切さを啓発します。また、高齢者の地域社会活動の推進を啓発します。
行- 14	情報収集・活用	健診などを通じて、生きがいつくりや健康づくり、介護予防に関する正しい情報の発信及び周知啓発をすることで、市民の継続的な取組を推進します。
行- 15	地域参加活動の支援	生きがいつくりや健康づくりなどへの参加活動を支援します。
行- 16	取組機会の充実	高齢者が身近な場所で継続して生きがいつくりや健康づくり、介護予防に取り組む機会や場を提供・支援します。

2. いのちを守る支援の充実



(1) 早期発見につながる見守り体制の充実

【現状と課題】

近年、認知症の方などが行方不明になるケースが増加傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症予防により外出を控えている高齢者などへの見守りが難しく、発見が手遅れになる場合もあります。

このほか、育児や介護疲れ、過労、生活困窮などの生活不安やストレス、希薄な近隣関係による地域社会からの孤立などが要因で、ひきこもりや虐待、孤独死、自殺などが深刻な社会問題になっています。

これらの問題は、状態が深刻化する前に早期発見、早期対応が重要であることから、相談しやすい体制を整えながら関係者が密に連携を図り、支援を強化していくことが大切です。

<p>市民の声</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を抱える住民の早期発見、必要な支援へのつながりが必要。 ・マンションだと近所つきあいが希薄なので、将来家の中で倒れた場合に気づいてもらえないのではと心配している。
<p>アンケート結果より</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「住民が安心して暮らせるようにあなたができることは」との問いに、「見守りや声かけ」が一番多くありました。

【取組の方針】

虐待や行方不明、孤独死などにつながる異変に対して、住民に理解や協力を求めながら、早期発見や防止などの見守り体制の充実を図ります。



自分や家族が取り組むこと

- 認知症の方への対応や子どもや障がい者などへの虐待問題について理解を深めます。
- 認知症などにより行方不明になるおそれがある場合は、あんしん見守り事前登録（情報を事前に登録する市の独自制度）などを利用します。

身近なつきあいで取り組むこと

- 隣近所で、高齢者の徘徊や虐待が懸念される場合には、見守りを心がけます。



地域のみんなが取り組むこと

- 高齢者や子ども、障がい者に対する虐待を防ぐため、気になる世帯に対して、相談活動に携わる人たちと隣近所の人が協力しながら見守りを進めます。
- 虐待と思われる様子に気がついたときには、警察や児童相談所、市などへ速やかに連絡します。
- 家族介護者や子育て世帯などが、互いに悩みを語り合い、休息がとれるような交流の場を設けるなどの充実を図ります。


事業所などが取り組むこと

- 介護保険事業者等は、認知症サポーター養成講座にキャラバンメイトとして参加するなど、地域での認知症に関する啓発活動へ積極的に協力します。
- 高齢者見守りネットワーク（おたっしゅ見守りネット）に賛同し、さりげなく高齢者を見守り、異変を早期に発見することで、安心して暮らせる地域づくりに協力します。

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
社- 12	課題の共有・連携の仕組みづくり	地域での見守り活動から発見される課題の共有、連携の取組を推進します。

行政が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
行- 17	認知症への理解促進	地域や学校、住民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座の開催を進めます。また、認知症高齢者を介護する家族を対象に、認知症高齢者に対する具体的な接し方などを学ぶ場を企画します。
行- 18	地域での見守り体制の構築	<p>気になる方などへの見守りや早期発見のための取組を地域と協力しながら推進します。</p>  <p>地域での見守り活動の情報共有</p>
行- 19	虐待防止対策	高齢者や子ども、障がい者に対する虐待問題について、権利擁護の視点を含め、学ぶ機会の充実を図ります。
行- 20		虐待問題の相談に対応する連絡窓口の周知と支援関係機関との連携を図ります。
行- 21		地域からの虐待に関する情報提供に対し、迅速に対応できる体制と、きめ細かいケアや支援のさらなる充実を図ります。
行- 22		弁護士や社会福祉士などによる専門職チームを設置し、相談支援を行うことで、虐待問題対応者の能力向上に努めます。
行- 23		虐待の被害にあった人を一時的に保護する施設について、いつでも対応ができるように努めます。
行- 24		自殺防止対策



(2) 災害時の避難体制の充実

【現状と課題】

近年、地震や台風、大雨などの自然災害が多発し、災害時の安否確認や高齢者や障がい者などの避難支援が必要な人（避難行動要支援者）の支援体制の強化といった地域での支え合いの必要性が高まっています。

特に、避難行動要支援者の把握や避難の手助けを行う避難支援員の確保は、引き続き課題となっています。

このため、災害時の避難支援について、住民の意識を高めるとともに、日頃から地域において積極的な交流や見守りの充実を図り、自助、互助、共助、公助の避難体制を強化することが必要です。

<p>市民の声</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立しない取組（災害時などの連絡網や各自の避難先の把握）が必要。 ・災害があった際に、地域での支え合いが重要になってくると思う。 ・正直、手助けしようにもどこまで踏み込んでいいのか分からず、災害時など手助けが必要な方の意思表示をしていただければよいと思う。 ・災害が起こった時に、みんなで助け合って、1人でも多くの命を助けるためにも、支援が必要な人の情報を共有できる場が必要。
<p>アンケート結果より</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害前の備えとして重要なことはどのようなことか」との問いに対して、「危険箇所の把握」「日ごろからの隣近所との挨拶、声かけやつきあい」の順で回答が多くありました。

【取組の方針】

災害時に円滑な避難行動がとれるように、日頃からの訓練や助け合い・支え合う体制の充実を図ります。



自分や家族が取り組むこと

- 災害時にすぐに避難できるように、防災情報に注意を払い、防災用品や避難経路、避難場所などを確認しておきます。
- 市が実施する避難行動要支援者名簿の作成や活用などにかかわる取組について理解し、避難支援などに可能な限り協力します。
- 地域での防災訓練に積極的に参加します。

身近なつきあいで取り組むこと

- 災害時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。
- 災害時の避難には、隣近所で互いに声をかけ、助け合いながら避難します。



地域みんなが取り組むこと

- 地域の実情に即した安全マップの作成、防災や減災のための意見交換の場や学習会などの開催、地域の防災意識を高めるための防災訓練の実施などに取り組みます。
- 避難時に支援を必要とする人を把握するとともに、日常的な見守りや生活支援を通じて災害に備えた地域づくりを進めます。
- 自主防災組織の活動を活性化し、災害時に支援し合える体制を整えます。
- 消防団への加入促進のため、消防団と自治会が協力し合って、団員の勧誘活動を行います。

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
社-13	災害発生後の支援体制整備	災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき、設置に向けた訓練を実施します。 また、災害発生後、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置します。

行政が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
行- 25	情報提供・収集の充実	住民の防災意識を高めるため、広報誌や学習会などを通じて防災や減災などの情報提供や啓発の充実を図ります。また、災害時の安否確認などについて、先端技術を活用するなど、迅速な情報収集の方法を検討します。
行- 26	地域支え合い活動の推進	自主防災組織の設立や活性化を図るため、情報提供や啓発活動、自主防災訓練などへの支援、資機材の購入や活動費の一部補助などを行います。
行- 27		避難行動要支援者の個別支援計画の策定及び避難支援員の確保に努めます。
行- 28	緊急時対応の充実	災害時の迅速な対応を想定して、避難情報等の伝達訓練や福祉機器を利用した避難訓練などを実施します。
行- 29		災害時に指定避難所での避難生活が困難な高齢者や障がい者などの受け入れ先となる民間の福祉避難施設が活用できるよう協議を進めます。

基本目標3 福祉サービスにつながる体制・仕組みづくり

1. 福祉サービスの適切な利用の推進

(1) 伝わりやすい情報発信の充実



【現状と課題】

これまで活用してきた広報誌やホームページ、テレビ、ラジオ、新聞、タウン誌などの情報媒体のほか、最近ではSNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなど）を使った情報発信も広く行われています。

福祉サービス情報の提供については、伝えるべき情報量は年々増加しており、また、利用者の年齢や身体状況、生活環境など、個別のニーズに応じたさまざまな情報発信の方法を検討することが求められています。

これまでさまざまな媒体を通じて情報発信を行ってきましたが、「情報が入手づらい」「本当に必要な人に情報が届いていない」といった声があげられており、特に、在住外国人などに対しては、多言語対応の充実を図る必要があります。

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりを推進するためには、生活様式の変化も視野に入れ、適切な情報媒体を選択し、必要な情報が必要な人に届くための取組を進めることが大切です。

<p>市民の声</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの情報が伝わりにくい。 ・情報提供も本当に必要とする人たちの目に届くような工夫が必要だと思う。高齢者はネットを見ないし、市報を見ているか疑問に思う。 ・情報を回覧版で充分に知らせて欲しい。 ・SNSなど、気軽に調べたりするアプリがあればよいと思う。 ・毎日の生活に追われて情報が入ってこないのもったいない。
<p>アンケート結果より</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉サービスに関する情報をどの程度入手できているか」という問いに対して、「あまり入手できていない」が53.1%と一番多くありました。

【取組の方針】

福祉情報やサービスを的確かつ適切に伝えるため、伝わりやすい手段で、分かりやすく情報を発信します。



自分や家族が取り組むこと

- 広報誌や回覧板などで、福祉サービスに関する知識を積極的に得るようにします。
- 福祉に関する講演会や学習会などに参加するよう心がけます。



地域のみんなが取り組むこと

- 地域の組織・団体や自治会、校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員などによる活動を地域住民に啓発します。

事業所などが取り組むこと

- 福祉サービス事業所では、必要な福祉サービスに関する情報を利用者やその家族に対し、丁寧に説明します。また、施設見学会などを積極的に開催します。
- 社会福祉法人は、地域における公益的な取組を推進します。

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
社- 14	情報発信の充実	社協だより「愛・あい」やホームページ、パンフレットなどで、福祉サービスの情報提供の充実を図ります。 また、個別のニーズにも対応できる内容で、誰にでも読みやすくするように工夫し、わかりやすい情報提供に努めます。

行政が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
行- 30	情報発信の充実	市報やホームページ、パンフレットなどは、わかりやすく、伝わるように工夫し、福祉サービスの情報提供の充実を図ります。
行- 31		点字や音声コードなどの利用、多言語対応の充実を図るなど、必要な情報が対象となる人に伝わるように工夫します。



(2) 権利擁護の推進

【現状と課題】

成年後見制度とは、意思能力が不十分な人に対して、後見人などが身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービスなどの契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

障がいなどのハンディキャップがある人が、安心して生活が送れるように、権利と利益を守り、成年後見制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進します。

また、高齢者や障がい者の権利擁護に関わる相談に対して、おたっしゅ本舗（地域包括支援センター）、佐賀地区障がい者権利支援センター、市、社会福祉協議会、佐賀県社会福祉士会などの支援関係機関が相互に連携し、多面的な支援を進めます。

<p>市民の声</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・姉たちが高齢でおたっしゅ本舗に何度か相談にのってもらい、とても心強かった。
<p>アンケート結果より</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「判断能力が不十分な方が地域で安心して暮らしていくために必要だと思う支援」として「成年後見制度に関する情報提供や相談」(27.1%)、「成年後見人の申請手続き」(17.8%)が挙げられており、市民の間に成年後見制度に関して一定の関心があることが分かります。

【取組の方針】

市、社会福祉協議会も含めた支援関係機関で連携し、誰もが尊重され、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるような支援体制の整備を推進します。



自分や家族が取り組むこと

- 権利擁護に関する研修会などに参加し、理解を深めます。



地域のみんなが取り組むこと

- 認知症や障がいのある方への理解を深め、地域で見守ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
社- 15	成年後見事業の推進	実施法人として受任拡大のための体制整備を図ります。
社- 16	成年後見制度等の利用促進	成年後見制度等の周知、広報に努めます。
社- 17	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）の推進	判断能力に不安を抱く人が、福祉サービスを利用しながら、安心して住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

行政が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
行- 32	広報啓発及び相談支援	権利擁護に関する制度や理解の普及啓発を行なうとともに、相談支援体制を構築します。
行- 33	担い手の育成	市民後見人の養成講座及び権利擁護事業における支援員活動などを通じて、フォローアップを行います。
行- 34	支援関係機関との連携ネットワークの構築	権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、チーム体制による支援を行います。



2. 重層的な相談支援体制の推進

(1) 地域で受け止める相談体制の推進

【現状と課題】

困った時にどこに相談してよいか分からない人や介護と子育てなどの一つの窓口では対応できない悩みを抱えている人に対しては、ワンストップで受け止める窓口の設置やどこに相談しても必要な支援につながるようにすることが重要です。

また、ひきこもりやごみ屋敷のような解決が難しい課題は、従来の支援だけでは対応が難しいため、家族や地域住民が相談できる窓口の環境を整え、地域や行政、専門の支援関係機関などが連携して対応することが求められています。

<p>市民の声</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・何か困った時に、相談できる場所が必ずあることが大切で、身近に相談できる場所があると心強い。 ・相談すべきことをどの窓口で相談したらいいのかわかりづらいと思う。窓口での対応内容をわかりやすく表示してほしい。 ・高齢の方だと判断が低下されている場合が多いので、何でも相談を受け付けてくれる窓口を1ヶ所開設し、そこから専門の方（機関）へ引き継いでくれる様な所があれば、誰でも利用しやすいのではないかと思います。
<p>アンケート結果より</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活上の困りごとに関する相談相手について、「家族や親族」「市役所等の公的機関」「友人や知人」の順になっており、前回調査（H26年度）と比較し、公的機関に相談する人や家族・親族、民生委員・児童委員への相談割合が増えています。

【取組の方針】

複雑化・複合化した課題に対しては、多くの支援関係機関（者）で連携して対応する必要があるため、行政や各支援関係機関の支援の調整やネットワークづくりを推進します。



自分や家族が取り組むこと

- 困っているときには悩みを一人で抱え込まず、早めに民生委員・児童委員などの地域で相談支援に携わる人たちに相談します。

身近なつきあいで取り組むこと

- 近所づきあいを大切にし、気軽に相談できる関係を築きます。
- 隣近所で気になる人がいるときは、見守りを心がけます。



地域のみんなが取り組むこと

- 相談活動に携わる人たちは、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、地域住民にとって気軽に相談できる環境をつくります。


事業所などが取り組むこと

- 福祉サービス事業所は、利用者やその家族にとって、身近で、かつ専門性の高い相談相手となるように努めます。
- 相談者が抱える課題を十分聞いた上で、専門の支援関係機関へつなぐか、複数の機関が連携して支援する必要がある場合は、情報共有に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
社- 18	コミュニティソーシャルワーク (CSW) の推進	社会福祉協議会による相談支援が、住民にとって身近なものになるよう、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、積極的なアウトリーチにより、個別支援や地域支援などの相談に応じます。
社- 19	多機関協働による相談支援の推進	福祉まるごと相談窓口の相談支援包括化推進員は、さまざまな支援関係機関との情報共有を行い、ネットワークの構築に努めます。

行政が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
行- 35	地域活動団体への支援	民生委員・児童委員、主任児童委員への相談がより活発になるように、スキルアップ研修を実施します。
行- 36	地域相談の充実	<p>介護、障がい、子ども、困窮に関連する相談機関の窓口が、属性を超えた相談窓口として機能するよう連携体制を推進します。また、どこに相談してよいか分からない人に対するワンストップ窓口としての福祉まると相談窓口の周知を図ります。</p>  <p>福祉まると相談窓口</p>


(2) アウトリーチによる伴走型支援の推進

【現状と課題】

現在の福祉制度は、年齢、属性、所得などの要件に対して、対象者を絞りこんでサービスを提供するという仕組みになっています。そのため、制度の狭間にいる人などには支援が行き届かず、また、本人もどこに相談してよいかわからず、長期間のひきこもりなど、支援につながらない問題が生じています。

このような問題の解決には、まず、本人や家族との関係づくりから始め、コミュニティソーシャルワーカーや専門職などが寄り添う伴走型支援をもとに、積極的なアウトリーチによって、本人との信頼関係を築き、支援を行う必要があります。

また、地域の中で社会的孤立をつくらぬ地域づくりを推進する必要があります。

<p>市民の声</p> 	<p>・ひきこもり、認知症、経済的不安など、行政の総合的なサポート体制が、必要なのではと思う。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------

【取組の方針】

困りごとを抱える人のもとに出向き、必要な支援が届けられるように体制を整備し、相談支援を推進します。



自分や家族が取り組むこと

- 日頃から自分が住んでいる地域に興味を持ち、地域の一員であるとの意識が持てるような近隣や地域との関係を築きます。




地域みんなが取り組むこと

- 地域のなかに困りごとを抱える人や気になる人がいたら、地域で活動する福祉団体や専門職に相談します。
- 地域生活課題の把握や解決に向けて地域住民が話し合う協議の場や関係づくりに努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
社- 20	アウトリーチの充実	コミュニティソーシャルワーカーは、相談者や地域に積極的に向き、住民の困りごとが解決に向かうよう支援します。また校区社会福祉協議会などの団体と連携し、地域づくりを強化します。
社- 21	伴走型支援の充実	一人ひとりを大切に、本人に寄り添った社会参加・自立に向けた伴走型支援を実施します。

行政が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
行- 37	相談支援の充実	<p>コミュニティソーシャルワーカーの配置を推進し、市民の困りごとの相談に対応します。</p>  <p>CSW によるアウトリーチ</p>
行- 38		アウトリーチ活動や支援のネットワークを活用し、複雑化・複合化した課題の解決につなげます。


(3) 分野を超えた横断的な相談支援の推進

【現状と課題】

高齢の親と働いていない子が同居している世帯の問題（いわゆる8050問題）や、介護や育児等を同時に抱える世帯の問題（いわゆるダブルケアの問題）など、相談者本人または世帯が抱える複雑化・複合化した課題を整理し、適切な支援を提供するために、分野を超えた横断的な相談支援を推進する必要があります。

そのために、福祉まるごと相談窓口の相談支援包括化推進員が、専門機関や民生委員・児童委員などの地域団体からの支援を適切に調整し、世帯全体に対する包括的な相談支援を実施します。

また、介護、障がい、子ども、困窮などの分野のほか、保健・医療、住まい、雇用・就労及び教育などの多くの分野と連携することで、課題を解決するための新たな取組の創出が期待されます。

<p>市民の声</p> 	<p>・病気退職後に精神障害者保健福祉手帳を取得したが、ここ数年、体調も一進一退で社会復帰には至らず、ひきこもりの状態。家には要支援2の母親がおり、そちらの方も心配。このような個人的な不安や悩みを遠慮なく話せるような機会や場所があると助かる。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【取組の方針】

複雑化・複合化した課題や多様なニーズに適切に対応できるように、多機関で包括的に支援するための調整を行うとともに、支援関係機関のネットワークづくりを推進していきます。

自分や家族が取り組むこと

- 困っているときには悩みを一人で抱え込まず身近な人に相談するか、支援関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。



地域みんなが取り組むこと

- 地域生活課題を抱え、専門的な支援が必要な人や家族について、住民からの連絡があったときは、行政や支援関係機関へ連絡します。



社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
社- 22	相談支援の充実	福祉まるごと相談窓口を周知し、どこに相談してよいかわからない人や複合的な課題を抱える人などの相談に対応します。
社- 23	支援調整の強化	各支援関係機関による支援の調整を図ります。
社- 24	情報共有の充実	支援関係機関が把握している課題などの情報共有を行うため、情報共有会議を開催し、支援します。

包括的支援に向けた情報共有会議

行政が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
行- 39	支援関係機関の連携の推進	各支援関係機関の連携を推進することで、世帯が抱える課題の解決を図ります。
行- 40	支援調整の強化	複雑化・複合化した課題の解決に向けて、福祉まるごと相談窓口が中心となり、地域包括支援センター（介護）、基幹相談支援センター（障がい）、利用者支援事業の実施機関（子ども）、生活困窮者自立相談支援機関（困窮）などの支援関係機関との支援の調整を図ります。
行- 41	他分野との協働の推進	制度の狭間にある課題に対し、福祉または福祉以外の分野との協働や、新たな社会資源の開発を推進します。



(4) 生活困窮者等の自立支援の充実

【現状と課題】

生活に困窮している方は、自らSOSを発することが少なく、支援を拒み地域社会から孤立している人もいるため、相談を受け止める居場所づくりやアウトリーチによる本人との信頼関係の構築が非常に重要です。

生活困窮に至る原因は、複雑かつ個々人で異なるため、それぞれの課題を分析して支援のニーズを把握するなど、丁寧なアセスメントの実施や、ニーズに応じた支援、自己肯定・自発的行動を促すきっかけづくりなどが必要です。

また、地域社会から孤立している人については、将来的に地域社会とのつながりを回復するための働きかけが求められています。

<p>市民の声</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮しそうな人への予防的な支援が必要。 ・生活困窮者の自立支援について、この支援は、やむをえず仕事ができない方や介護や育児中の方の場合は必要だと思う。
<p>アンケート結果より</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活困窮者に対してどのような支援ができるか」という問いに対して、「本人または家族等に相談窓口に行くように促す」が48.2%、「行政等の専門機関に相談する」が32.3%の順となっています。

【取組の方針】

生活困窮者等の就労や自立に向けて、支援関係機関が相互に連携を図りながら、専門職のアウトリーチを取り入れたさまざまな支援を包括的に提供する体制を確立し、さらなる充実を図ります。

自分や家族が取り組むこと



- 生活に不安を感じたら、一人で悩みを抱え込まずに早めに相談します。

地域みんなが取り組むこと



- 生活困窮が疑われる世帯には、早めの相談を勧めます。
- 地域で孤立している方(世帯)への声かけに努めます。
- 相談をためらっている方(世帯)がいることを、行政や支援関係機関に伝えます。

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
社- 25	支援関係機関との連携強化	適当な支援関係機関へのつなぎ、情報共有、役割分担など、課題の解決に向けた連携の強化に努めます。

行政が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
行- 42	子どもに対する学習・生活支援	子どもの貧困の連鎖を断ち切るための子どもの学習・生活支援事業を推進します。
行- 43	家計の見直し支援	家計の状況が見える化し、家計の改善意欲を高める支援事業を推進します。
行- 44	居住支援	住居を失った方への住居探しの支援や、失業者などの住居の維持が困難な方へ住居確保給付金等を支給します。
行- 45	就労支援	就労に向けた準備支援や就労体験の場の開拓に取り組みます。

重点取組

本計画の基本理念である「みんなが参加、みんなで福祉、みんなの安心 笑顔が輝く佐賀のまち～地域共生社会の実現を目指して～」の実現に向け、複雑化・複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりとして、基本目標3「福祉サービスにつながる体制・仕組みづくり」の施策2「重層的な相談支援体制の推進」を重要施策とします。

重要施策の実施にあたっては、地域住民による支え合いと公的支援に連動により切れ目のない支援を実施し、全ての人が地域において自立した生活を送ることができるよう、次のとおり重点取組を設定します。

《重点取組》

包括的な支援体制の整備

(1) 佐賀市・佐賀市社会福祉協議会の取組

重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では対応が困難な状況になっているため、属性を問わない包括的な支援体制を構築する必要があり、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

佐賀市においては、庁内の関係各課（介護・障がい・子ども・困窮）及び佐賀市社会福祉協議会との連携を図りつつ、商業や農業などの分野との協働により、下記事業の実施に向けた体制整備のため協議を行っていきます。

① 相談支援

i 包括的相談支援事業

地域包括支援センターや基幹相談支援センター、利用者支援事業実施機関、生活困窮者自立相談支援機関などの支援関係機関において、介護・障がい・子ども・困窮の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人や世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施します。

② 多機関協働事業等

i 多機関協働事業

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題において、福祉まるごと相談窓口の相談支援包括化推進員が支援関係機関の役割分担や支援の方向性を調整します。

ii アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

佐賀市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーなどにより、個別制度につながりにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走型支援を実施します。

iii 参加支援事業

介護・障がい・子ども・困窮などの既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域資源との間を取り持つとともに、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施します。

③ 地域づくり

i 地域づくり事業

介護・障がい・子ども・困窮の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施します。

(2) 地域の取組

① 地域生活課題を早期に発見する仕組みの強化

i 福祉協力員の設置推進及び活動強化

校区社協などを中心とし、未設置地区での見守り活動のため、福祉協力員等の設置を推進します。

また、異変があった時の早期発見のみならず、生活上の困難を抱える人の発見のための活動を段階的に強化していきます。

ii 顔見知りの関係構築のために気軽に集える居場所づくりの推進

コミュニティカフェなどの誰もが参加できる居場所づくりを推進し、日頃から地域での顔見知りの関係構築を推進します。

また、地域住民は積極的に居場所へ参加し、関係構築や相互理解を図ります。

② 地域生活課題の情報共有の充実

i 福祉協力員等の情報を地域で共有するための連絡会議の開催

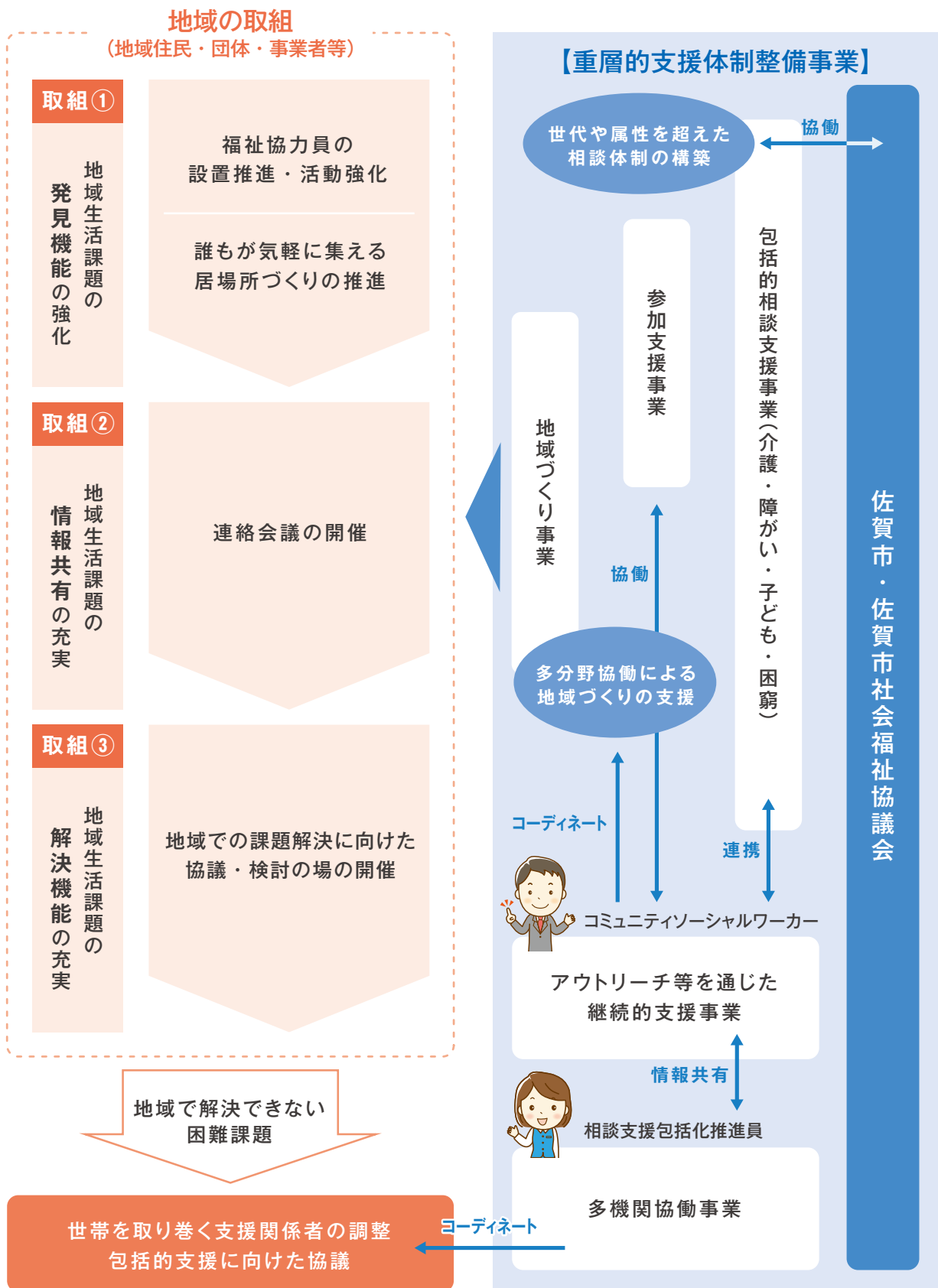
単位自治会程度を範囲とし、福祉協力員や自治会、民生委員などとの情報共有の場（連絡会議）を開催し、気になる課題の情報共有を図ります。

③ 地域生活課題の解決に向けた取組の促進

i 地域での課題解決に向けた協議・検討の場の開催

校区社協などを中心とし、連絡会議等で共有された地域課題のうち、公的な制度やサービスなどでは解決が困難な課題の解決のために、地域で取り組める活動はないか協議する場を開催します。

<重点取組のイメージ>



第5章 計画の推進に向けて

1. 地域住民、行政、支援関係機関等との連携・協働

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。

住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、互いに支え合い、地域をともに創っていくことのできる地域共生社会を実現させるためには、行政や社会福祉協議会の取組だけでは十分ではないため、佐賀市まちづくり自治基本条例の基本理念に掲げられているとおり市民の参加や協働などを推進していく必要があります。

つまり、本計画を推進していくにあたっては、地域住民はもとより、地域の組織・団体、ボランティア、NPO、支援関係機関、福祉や介護のサービス事業者などの地域福祉の推進主体が、それぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力し、取り組んでいくことが大切です。

(1) 地域住民の役割

地域住民は、福祉サービスを利用する受け手と、見守りや虐待等の発見などの支え手という両方の側面がありますが、一人ひとりが地域福祉に関する意識や理解を深め、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民を含めた地域のあらゆる住民が役割を持ち、互いに支え合いながら地域社会を推進していく必要があります。

そのためには、地域住民が抱える地域生活課題を主体的に把握するほか、支援が必要な場合は行政、支援関係機関及びボランティアなどと連携・協力して課題の解決に取り組むなど、地域福祉の推進主体としての役割が求められています。

(2) 地域の組織・団体の役割

自治会、民生委員児童委員協議会、校区社会福祉協議会などは、地域福祉を推進していく主体者としての役割を持ち、地域を基盤とした地縁型組織であるからこそ実現できる地域ぐるみの活動を通じた助け合い、支え合いの実践が求められています。そのためには、地域にあるそれぞれの生活課題に対して、それぞれの組織・団体が個々に活動するだけでなく、それぞれの組織・団体の特徴を活かし、互いの連携を深めながら、その解決に向けた活動を進めていくことが大切です。

また、まちづくり協議会は、地域福祉活動を担う組織・団体が連携を図り、協働しながら活動を進めていくための協議の場として機能することが期待されます。

(3) 市民活動団体の役割

地域住民の福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、食、環境、就労及び教育などの多様な福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、地域住民や行政、地域の組織・団体などと協働して、地域生活課題に対応する支援体制の一員として活動することが期待されています。

(4) 福祉サービス事業者の役割

福祉や介護のサービス提供者として、その専門性を十分に発揮し、地域住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、サービスの提供にあたり、当該事業者だけではその解決が困難な地域生活課題を把握した時は、本人だけでなく世帯全体に着目し、その世帯が抱える課題について、他の支援関係機関と連携を図るよう創意工夫を行いつつ、総合的に提供することが求められています。

(5) 社会福祉協議会の役割

地域社会において、住民の福祉を推進することを目的とした団体として、地域住民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を進め、地域づくりを推進する役割が期待されています。

また、地域の実情に応じた地域福祉活動を推進するため、地域の中のさまざまな福祉活動を担う組織・団体と連携し、それぞれの地域の特性を活かした福祉活動を進めていくことが、これからますます重要になります。

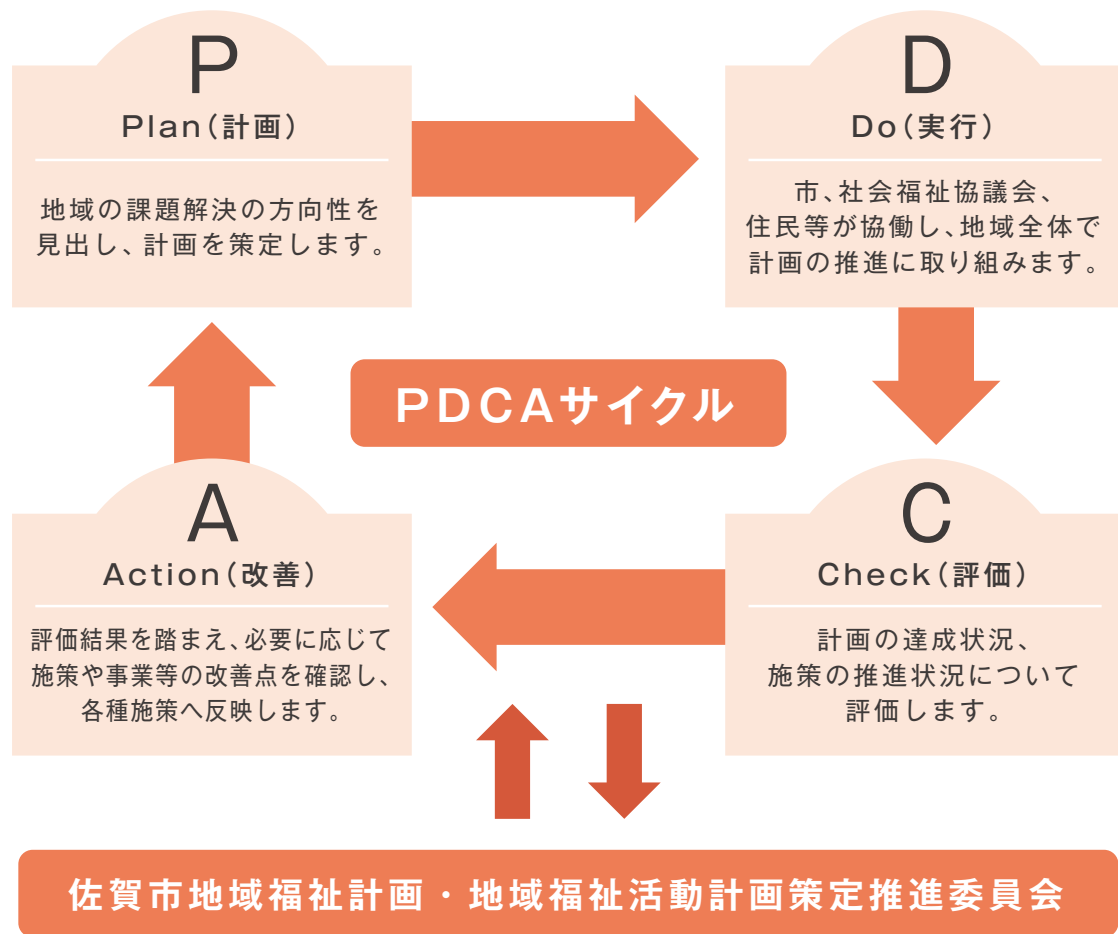
(6) 行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には地域住民の福祉向上を目指して、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。そのためには、本計画に基づき、福祉、保健、医療などを含めた市の全庁的な連携体制を整備し、かつ、支援関係機関による連携・協働が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることが求められています。

2. 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会において、国の社会福祉制度改革の動向を踏まえながら、佐賀市総合計画に掲げる数値目標などを用いて進捗を管理します。

また、福祉分野の個別計画などとも連携を図りながら、本計画の点検・評価を行います。



■数値目標（第2次佐賀市総合計画 施策 互いに支え合う地域福祉の充実）

成果指標	基準値 (2018年)	目標値 (2024年)
地域での助け合いが行われていると感じている市民の割合	70.9%	75.0%
日常的に福祉活動を行っていると思う市民の割合	31.0%	35.0%

資料編

1. 佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会設置要綱

佐賀市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀市地域福祉計画の策定及び事業の推進に関して、広く市民の意見を求めるため、佐賀市地域福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討・協議する。

- (1) 佐賀市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 佐賀市地域福祉計画に基づく事業の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、各種団体の代表者、その他地域福祉に関わる者等の中から市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年度の年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

佐賀市地域福祉活動計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀市地域福祉活動計画の策定及び事業の推進に関して、広く市民の意見を求めるため、佐賀市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討・協議する。

- (1) 佐賀市地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 佐賀市地域福祉活動計画に基づく事業の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、各種団体の代表者、その他地域福祉に関わる者等の中から佐賀市社会福祉協議会会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年度の年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、佐賀市社会福祉協議会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、佐賀市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

2. 佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会委員名簿

会長：田代 勝良 副会長：荻野 亮吾

委員名	所属等
田代 勝良	佐賀県社会福祉士会 相談役
荻野 亮吾	佐賀大学大学院学校教育学研究科 准教授
石井 孝嗣	佐賀市自治会協議会 副会長
副島 洋一	佐賀市民生委員児童委員協議会 副会長
大島 一紀	佐賀市校区社会福祉協議会 幹事
高津 万亀代	佐賀市老人クラブ連合会 副会長
蒲原 鈴代	佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター（おたっしゅ本舗諸富・蓮池） 管理者
宮崎 一哉	社会福祉法人 長興会 長光園障害者支援センター 園長
谷口 仁史	特定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス 代表理事
井手 正博	佐賀市健康推進員協議会 会長
池田 隆彦	佐賀市公民館長会 会長
小林 紀	佐賀市ボランティア連絡協議会 会長
森田 徹	佐賀市PTA協議会 会長
熊本 輝美	佐賀市小中学校長会
上野 桂子	公募委員

3. 計画策定の経過

開催日	会議名等	内容
令和2年 9月29日	第1回 計画策定推進委員会	市民アンケートの結果について 第3期計画の進捗状況について 第4期計画の改定について
10月8日	民生委員児童委員協議会 ヒアリング	
10月13日 ～16日	地域包括支援センター ヒアリング	
10月19日 ～29日	市民活動団体 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・枝吉110番安全サポーター会 ・認定特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家 ・特定非営利活動法人佐賀子育て応援団 ココロ ・傾聴ボランティア佐賀・かたらい ・南川副婦人会
10月21日	校区社会福祉協議会 ヒアリング	
10月21日	第2回 計画策定推進委員会	第3期計画の進捗状況について 第4期計画骨子案・素案について
11月6日	自治会協議会 ヒアリング	
11月16日	第3回 計画策定推進委員会	計画素案について 地域活動団体へのヒアリング結果について
11月25日	第4回 計画策定推進委員会	計画素案について
12月21日 ～ 令和3年 1月22日	パブリックコメント	



佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会

4. 調査からみえる現状と課題

「第4期佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するにあたり、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とするため、アンケート調査並びに地域活動団体へのヒアリングを実施しました。

(1) 住民アンケート

調査対象者	佐賀市に1年以上居住している18歳以上の方
発送件数	5,000件
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布、回収調査
調査時期	令和2年1月
回収件数	1,769
有効回収率	35.4%

「みんなの主体的な活動を促す地域づくり・人づくり」について

■ 地域交流の場の確保と機会の創出

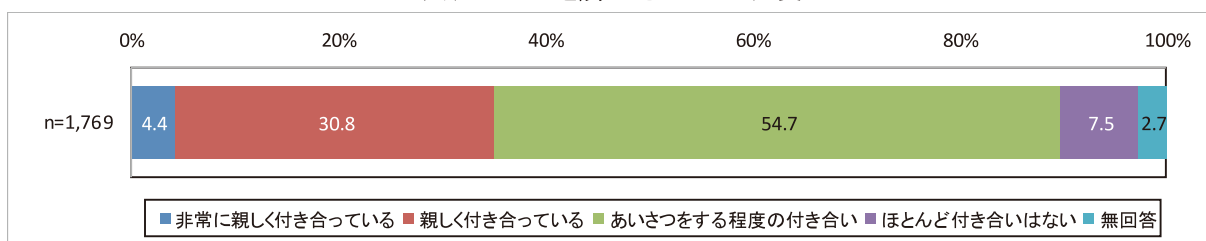
近所の人とどの程度のつきあいがあるかを尋ねたところ、「あいさつをする程度のつきあい」が54.7%で最も多く、次いで「親しく付き合っている」(30.8%)、「ほとんどつきあいはない」(7.5%)の順となっています(図表15)。

「あいさつをする程度のつきあい」または「ほとんどつきあいはない」と回答した人にその理由を尋ねたところ、「関わる機会や時間がないから」が59.4%で最も多く、次いで「特に必要を感じないから」(30.8%)、「もともと地元の人間ではないから」(29.5%)と続きます(図表16)。

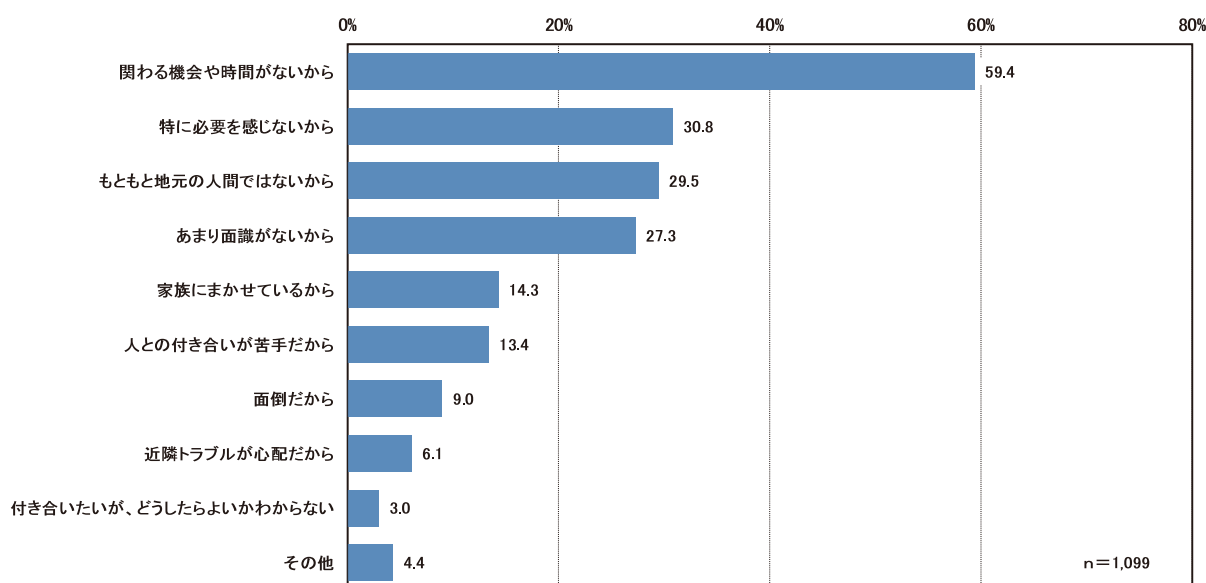
一方、地域での人と人とのかかわりについては、「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」(62.2%)、「地域を良くする活動をみんなで協力し合って行いたい」(34.2%)と回答した人が多くなっています(図表17)。

このことから、気軽に交流できる場を充実させ交流の機会を創出するとともに、交流活動の推進を支援していくことが重要と言えます。

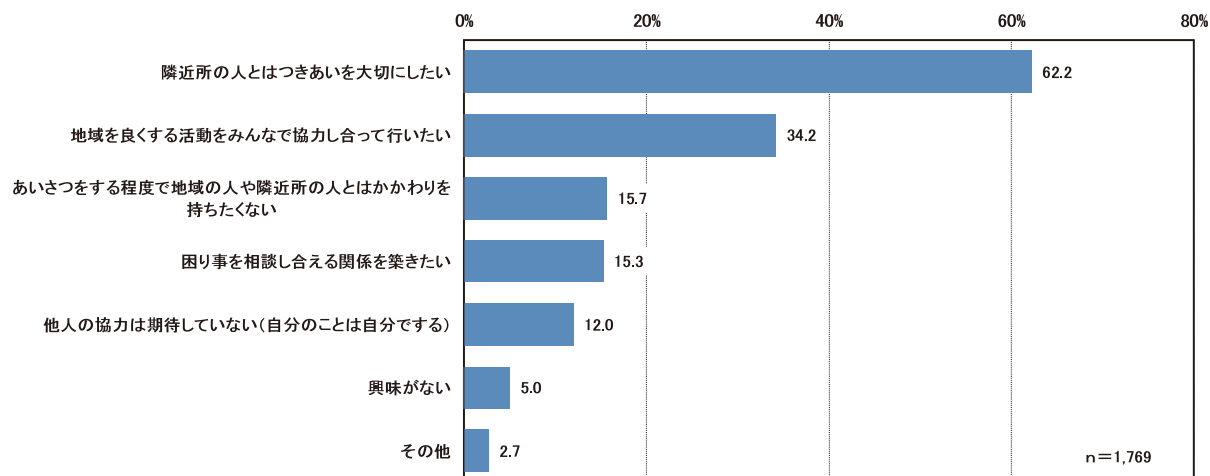
図表 15 近所つきあいの程度



図表 16 近所つきあいが少ない理由



図表 17 今後のつきあい方について



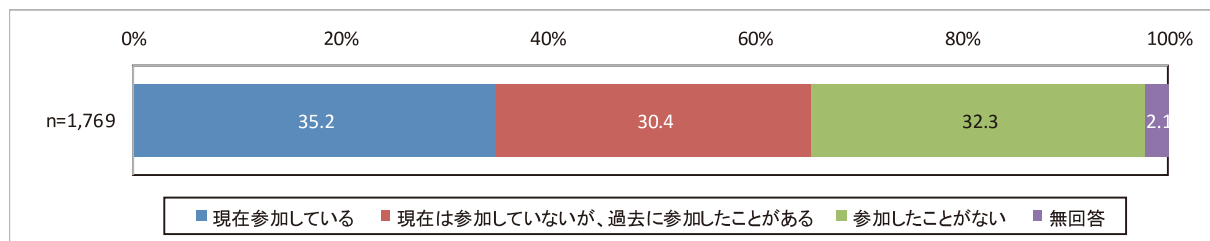
■ ボランティア活動等へ参加しやすい環境づくり

ボランティア活動への参加について尋ねたところ、「現在参加している」または「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」と回答した人があわせて6割以上となっています（図表 18）。

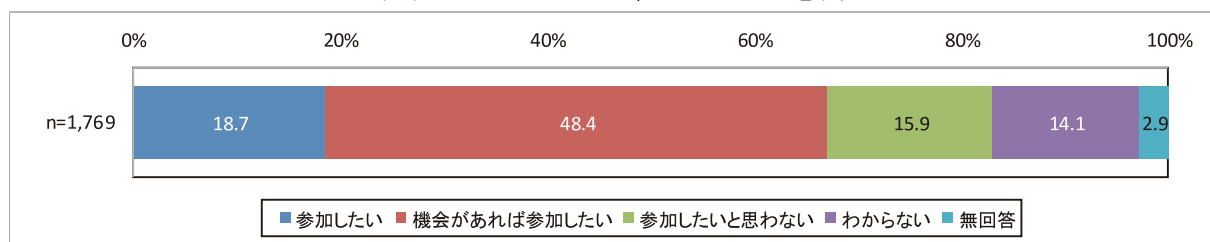
今後のボランティア活動への参加意向を尋ねたところ、「機会があれば参加したい」と回答した人が半数近くとなりました（図表 19）。

参加したことがない理由として、20～40 歳代では「どのような行事や地域活動があるかわからない」と回答した人が多く、10～20 歳代と 60 歳代では、「参加したいが情報が得られない」と回答した人が多かったことから、ボランティア活動を推進するとともに、幅広い世代へ向けた情報発信や参加機会の提供など、参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります（図表 20）。

図表 18 ボランティアの参加状況



図表 19 ボランティアへの参加意向



図表 20 ボランティア活動等に参加しない理由

属性	区分	全体	興味のある 行事や地域 活動が ない	人づきあ いが苦 手	どのよ うな 行事や 地域 活動 がない	時間 が合 わな い、 余 裕 が な い	経済 的 な 余 裕 が な く、 参 加 し な い	参 加 し た い が 情 報 が 得 ら れ な い	知 り 合 い が い な い た め に 参 加 し な い	特 に 関 心 は な い	そ の 他
年齢	10歳代	100.0	14.3	14.3	14.3	14.3	0.0	28.6	14.3	28.6	14.3
		7	1	1	1	1	0	2	1	2	1
	20歳代	100.0	18.6	13.6	37.3	45.8	10.2	15.3	37.3	23.7	3.4
		59	11	8	22	27	6	9	22	14	2
	30歳代	100.0	10.1	13.9	38.0	39.2	11.4	7.6	29.1	19.0	6.3
		79	8	11	30	31	9	6	23	15	5
	40歳代	100.0	9.2	13.8	30.8	50.8	7.7	7.7	29.2	12.3	9.2
		65	6	9	20	33	5	5	19	8	6
	50歳代	100.0	9.8	22.0	17.1	48.8	14.6	8.5	28.0	24.4	3.7
	82	8	18	14	40	12	7	23	20	3	
60歳代	100.0	9.6	14.0	17.5	46.5	13.2	13.2	14.0	15.8	7.9	
	114	11	16	20	53	15	15	16	18	9	
70歳以上	100.0	10.1	22.2	15.8	20.3	6.3	8.2	17.7	14.6	8.9	
	158	16	35	25	32	10	13	28	23	14	
無回答	100.0	0.0	50.0	12.5	25.0	12.5	25.0	37.5	12.5	12.5	
	8	0	4	1	2	1	2	3	1	1	
居住年数	1年以上5年未満	100.0	11.0	13.5	34.2	44.5	9.7	13.5	32.3	17.4	26.5
		155	17	21	53	69	15	21	50	27	41
	5年以上10年未満	100.0	16.4	9.8	26.2	27.9	13.1	9.8	29.5	18.0	67.2
		61	10	6	16	17	8	6	18	11	41
	10年以上20年未満	100.0	15.1	16.3	23.3	36.0	10.5	4.7	33.7	20.9	47.7
		86	13	14	20	31	9	4	29	18	41
	20年以上30年未満	100.0	5.6	18.3	15.5	39.4	11.3	11.3	14.1	15.5	57.7
	71	4	13	11	28	8	8	10	11	41	
30年以上	100.0	8.8	23.1	15.4	37.9	9.9	9.9	11.5	18.1	22.5	
	182	16	42	28	69	18	18	21	33	41	
無回答	100.0	5.9	35.3	29.4	29.4	0.0	11.8	41.2	5.9	241.2	
	17	1	6	5	5	0	2	7	1	41	

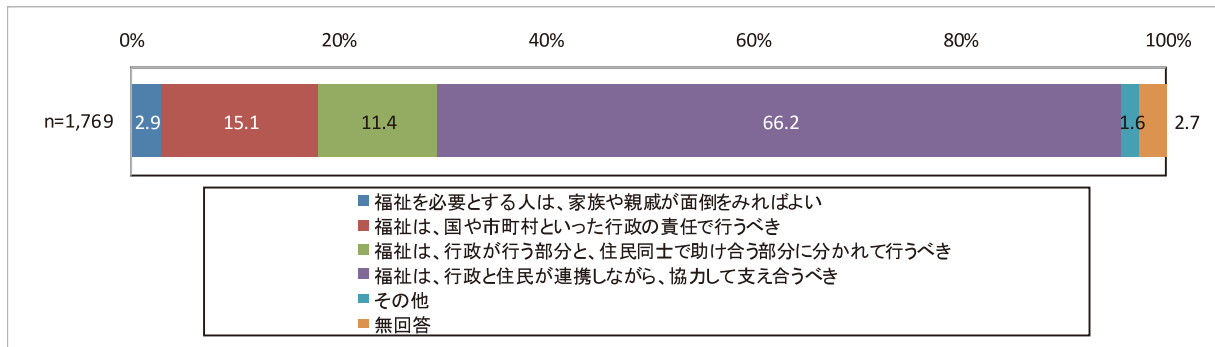
■福祉に関する普及啓発と学びの場の充実

福祉の在り方について尋ねたところ、「福祉は、行政と住民が連携しながら、協力して支え合うべき」と回答した人が 66.2%となっており、住民同士の支え合いの意識を持つ人が多くいることがみてとれます（図表 21）。

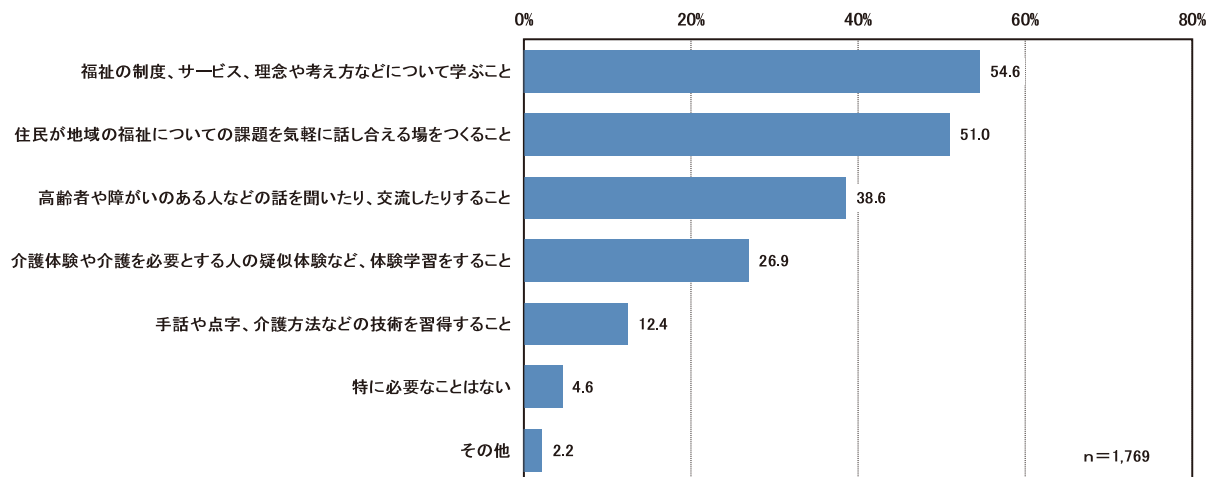
住民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思えるかを尋ねたところ、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」（54.6%）、「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」（51.0%）などの回答が多くあがりました（図表 22）。

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人がつながることで、地域をともに創っていく地域共生社会を実現するためには、多様な住民が支え合い、地域社会から受け入れられる風土を醸成することが重要です。福祉に関する普及啓発を継続して行うとともに、福祉に対する理解を促すための学びの場を充実させていく必要があります。

図表 21 福祉の在り方について



図表 22 福祉に対する理解を深めるために必要だと思う事



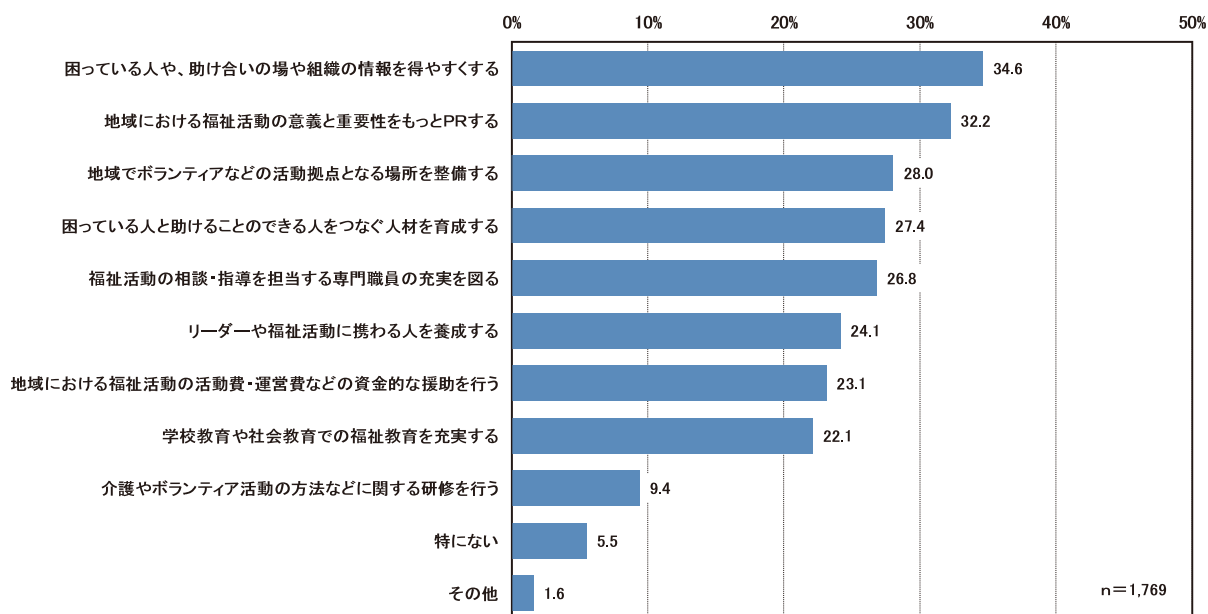
「地域で安心安全な暮らしを支える体制づくり」について

■ 地域が一体となった助け合い・支え合いの地域づくり

地域における支え合い、助け合い活動を活発化するために、どのようなことが重要だと思うかを尋ねたところ、「困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」と回答した人が最も多く、34.6%でした。次いで、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」(32.2%)、「地域でボランティアなどの活動拠点となる場所を整備する」(28.0%)と続きます。

地域での安心安全な暮らしを支えるためには、同じ地域で暮らす住民同士が、自主的かつ継続的に支え合う体制をつくることが重要です。地域の福祉活動の重要性を啓発するため、住民や地域内の福祉サービス事業所、行政、社会福祉協議会などが一体となって地域活動を盛り上げていく必要があります。

図表 23 地域における支え合い、助け合い活動を活発化するために重要だと思うこと

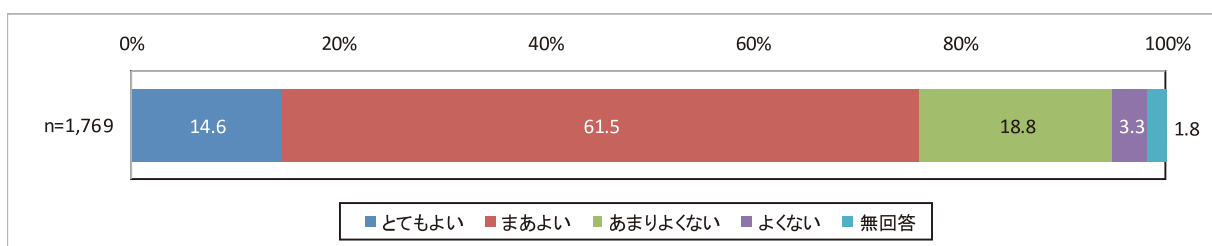


■可能な限り健康を維持できるようにするための取り組み

現在の自身の健康状態（主観的健康感）についてどのように感じるかを尋ねたところ、「とてもよい」「まあよい」と回答した人はあわせて76.1%、「あまりよくない」「よくない」と回答した人はあわせて22.1%となっています（図表 24）。

住民一人ひとりの健康づくりの意識を高めるため、生活習慣の改善や積極的な健診の受診を促すほか、高齢者が可能な限り健康な生活を継続していくためには、生きがいや社会的な役割を担うことが重要であると言えます。そのため、介護予防のための生きがいづくりや高齢者の社会参加の場の確保などに取り組む必要があります。

図表 24 現在の健康状態



■地域での見守り体制の強化

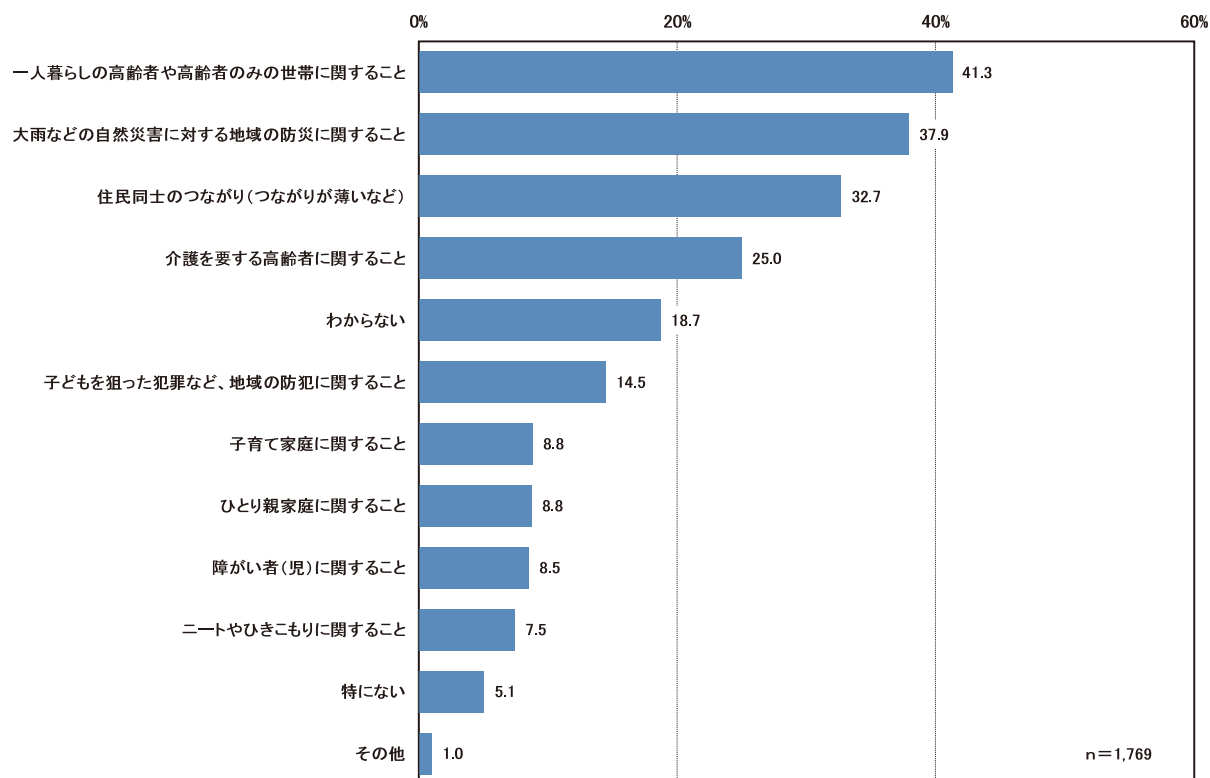
住んでいる地域にどのような福祉の課題・問題があると思うかを尋ねたところ、「一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に関すること」と回答した人が41.3%と最も多く、次いで、「大雨などの自然災害に対する地域の防災に関すること」（37.9%）、「住民同士のつながり（つながりが薄いなど）」（32.7%）と続きます（図表 25）。

近年、全国各地で頻発している災害に対して課題を感じている住民が多いことはもちろん、少子高齢化に伴い、核家族世帯や高齢独居世帯などが増加する中、高齢者に関することや地域との関わりの希薄化について課題を感じている住民も多いことが分かります。

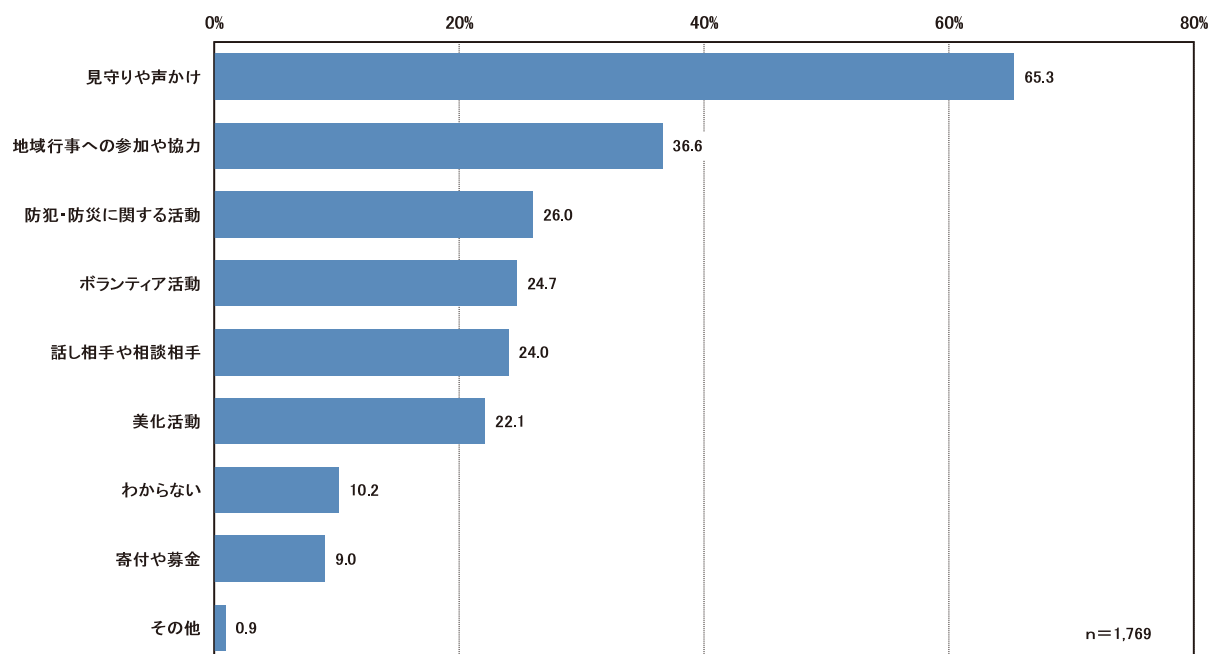
一方、住民が安心して暮らすために、自身にどのような事ができると思うかを尋ねたところ、「見守りや声かけ」「地域行事への参加」「防犯・防災に関する活動」などは、できると感じている方が多くいることが分かります（図表 26）。

地域課題に対し、できる範囲で協力や参加できる方を増やしていくとともに、地域の中での見守り体制を推進し、見守り意識の醸成を図っていくことが重要であると言えます。

図表 25 課題・問題だと思う事



図表 26 安心して暮らすためにできる事



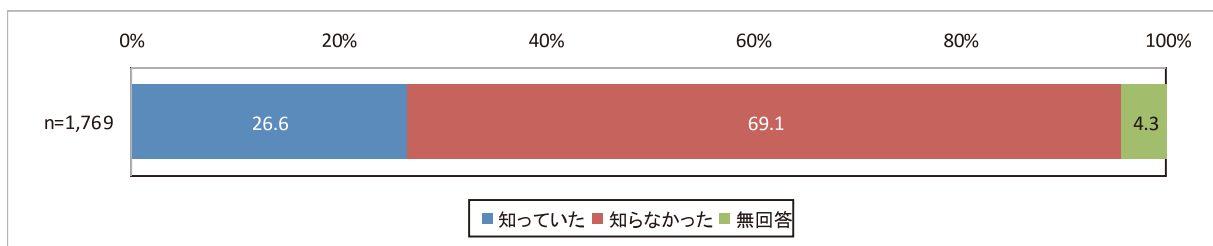
■ 避難行動要支援者支援制度の普及啓発

避難行動要支援者支援制度を知っているかを尋ねたところ、「知らなかった」と回答した人が69.1%と、回答者の多くを占める結果となりました（図表 27）。

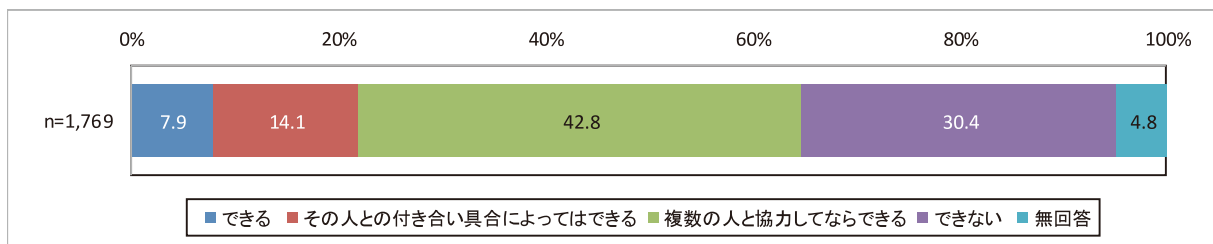
一方、近所の避難行動要支援者の避難支援員になることができるかを尋ねたところ、42.8%の人が「複数の人と協力してならできる」と回答しました（図表 28）。

また、「その人との付き合い具合によってはできる」と回答した人も14.1%となっており、日頃の住民同士のつながりが重要であることはもちろん、制度の普及啓発を促進し、災害発生時の体制を整備していく必要があると言えます。

図表 27 避難行動要支援者支援制度の認知度



図表 28 避難行動要支援者の避難支援員になることができるか



「福祉サービスにつながる体制・仕組みづくり」について

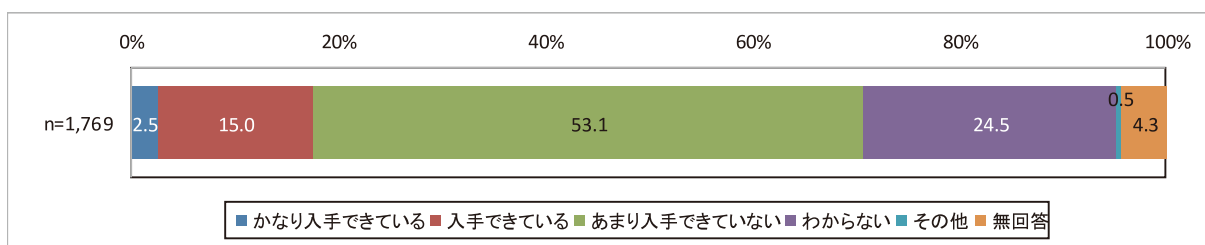
■ 多様な主体を活用した情報発信

福祉サービスに関する情報をどの程度入手できているかを尋ねたところ、半数以上が「あまり入手できていない」と回答しています（図表 29）。

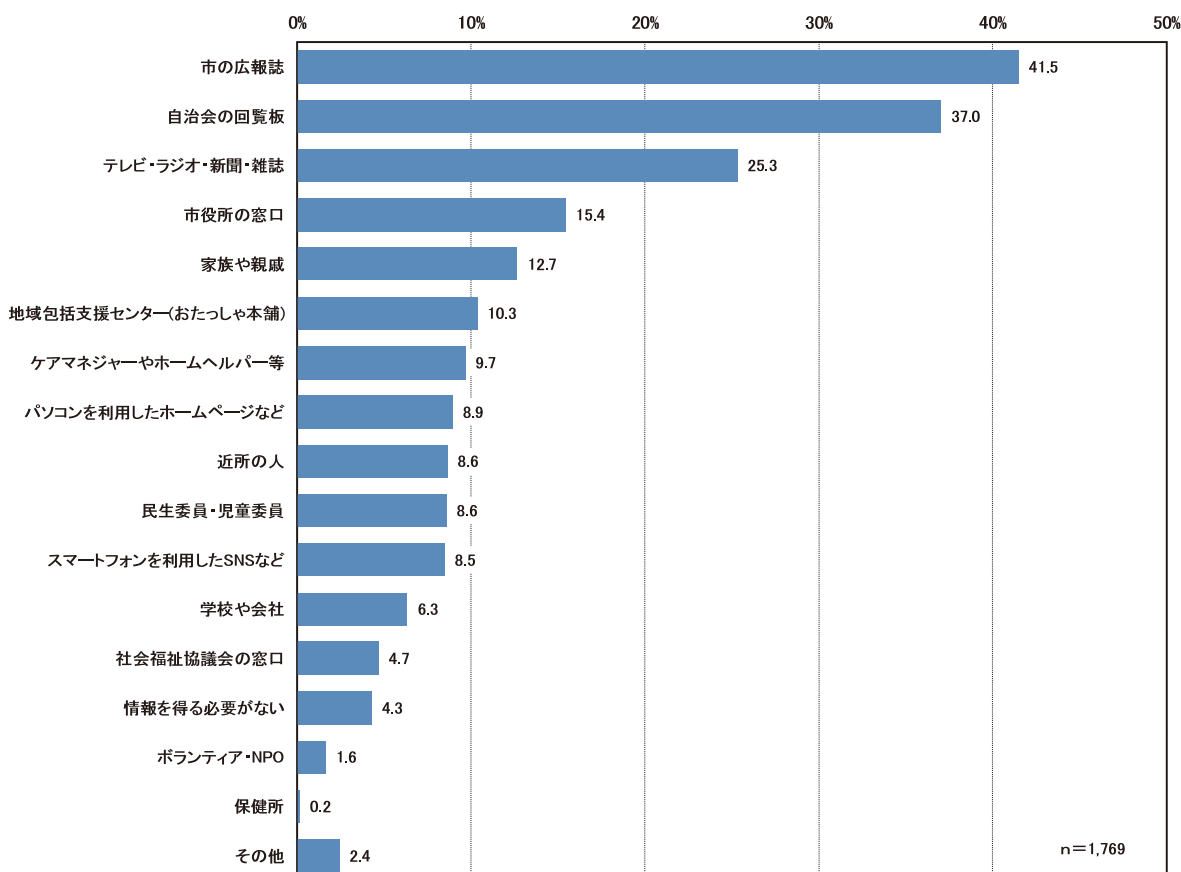
主な情報の入手先を尋ねたところ、「市の広報紙」「自治会の回覧板」「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」と回答した人が多くなっています（図表 30）。

年代別では若い世代ほど「パソコンを利用したホームページなど」「スマートフォンを利用した SNS など」と回答した人が多かったことから、ホームページ・SNS などのインターネット媒体を有効に活用し、情報提供の充実を図る必要があります（図表 31）。

図表 29 福祉サービスに関する情報の入手について



図表 30 福祉サービスに関する情報の主な入手先



図表 31 福祉サービスに関する情報の主な入手先（年代別）

属性	区分	全体	市役所の窓口	社会福祉協議会の窓口	保健所	民生委員・児童委員	ボランティア・NPO	ケアマネジャーやホームヘルパー等へ	家族や親戚	近所の人	学校や会社
性別	男性	100.0 746	14.1 105	5.5 41	0.3 2	9.9 74	1.5 11	8.2 61	12.6 94	8.8 66	4.3 32
	女性	100.0 986	16.3 161	3.9 38	0.1 1	7.5 74	1.7 17	10.9 107	12.7 125	8.2 81	8.0 79
	無回答	100.0 37	18.9 7	10.8 4	0.0 0	10.8 4	2.7 1	8.1 3	13.5 5	16.2 6	2.7 1
年齢	10歳代	100.0 19	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	5.3 1	0.0 0	36.8 7	0.0 0	15.8 3
	20歳代	100.0 107	13.1 14	0.9 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0	5.6 6	18.7 20	1.9 2	21.5 23
	30歳代	100.0 152	18.4 28	1.3 2	0.0 0	1.3 2	0.0 0	2.6 4	11.2 17	0.0 0	13.8 21
	40歳代	100.0 225	17.3 39	1.8 4	0.9 2	3.6 8	1.3 3	8.4 19	10.2 23	3.6 8	12.9 29
	50歳代	100.0 257	21.4 55	4.7 12	0.0 0	4.7 12	1.2 3	12.8 33	11.3 29	6.6 17	7.4 19
	60歳代	100.0 381	17.1 65	5.2 20	0.0 0	5.0 19	2.1 8	10.5 40	10.5 40	11.8 45	2.9 11
	70歳以上	100.0 598	11.2 67	6.7 40	0.2 1	18.1 108	2.2 13	10.9 65	13.7 82	13.0 78	0.7 4
	無回答	100.0 30	16.7 5	13.3 4	0.0 0	10.0 3	3.3 1	13.3 4	20.0 6	10.0 3	6.7 2

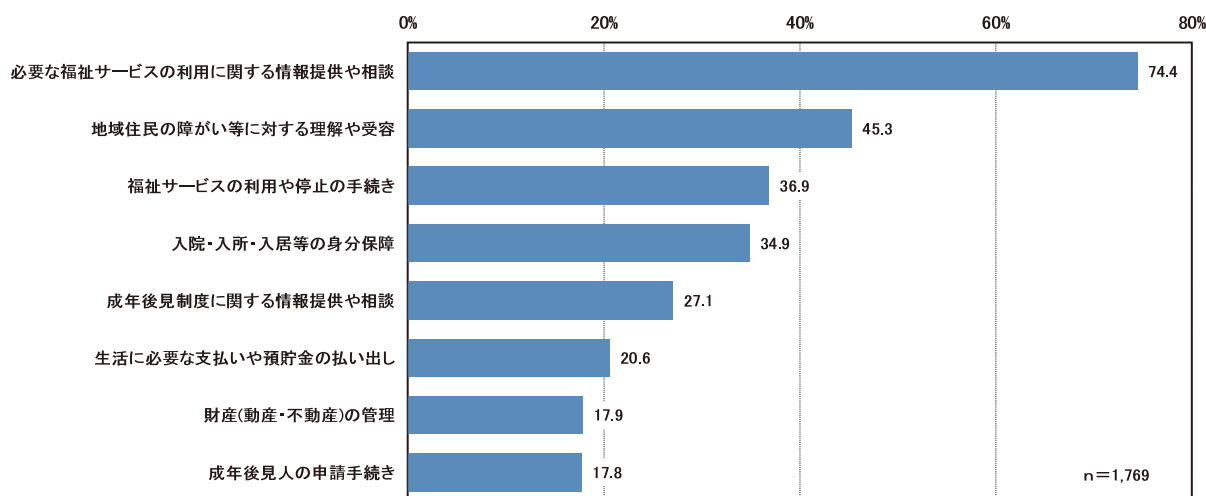
属性	区分	全体	自治会の回覧板	市の広報誌	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	スマートフォンを利用したSNSなど	パソコンを利用したホームページなど	地域包括支援センター（おたつしや本舗）	情報を得る必要がない	その他
性別	男性	100.0 746	44.6 333	41.3 308	25.7 192	6.7 50	10.2 76	11.0 82	5.0 37	1.7 13
	女性	100.0 986	31.0 306	42.5 419	25.2 248	9.9 98	8.2 81	9.9 98	3.9 38	2.8 28
	無回答	100.0 37	43.2 16	18.9 7	21.6 8	5.4 2	2.7 1	8.1 3	2.7 1	5.4 2
年齢	10歳代	100.0 19	5.3 1	10.5 2	26.3 5	31.6 6	5.3 1	0.0 0	21.1 4	5.3 1
	20歳代	100.0 107	12.1 13	20.6 22	27.1 29	32.7 35	12.1 13	2.8 3	15.9 17	4.7 5
	30歳代	100.0 152	27.6 42	49.3 75	15.8 24	16.4 25	20.4 31	0.7 1	10.5 16	5.3 8
	40歳代	100.0 225	26.7 60	45.8 103	23.6 53	15.6 35	17.8 40	4.9 11	7.1 16	2.2 5
	50歳代	100.0 257	31.5 81	46.3 119	24.1 62	10.9 28	15.2 39	14.4 37	2.3 6	3.5 9
	60歳代	100.0 381	44.4 169	47.8 182	27.6 105	3.9 15	6.0 23	10.2 39	2.1 8	1.8 7
	70歳以上	100.0 598	46.5 278	37.6 225	27.1 162	0.7 4	1.7 10	14.5 87	1.3 8	1.0 6
	無回答	100.0 30	36.7 11	20.0 6	26.7 8	6.7 2	3.3 1	16.7 5	3.3 1	6.7 2

■ 福祉サービスを必要とする人へ向けた情報発信の強化

障がいなどにより判断能力が不十分な方が、地域で安心して暮らしていくためにはどのような支援が必要だと思うかを尋ねたところ、「必要な福祉サービスの利用に関する情報提供や相談」と回答した人が最も多く、74.4%となっています（図表 32）。

福祉サービスを必要とする人が必要な情報を入手できるようにするため、広報紙やパンフレットなどは音声コードや点字等に対応し、ユニバーサルデザインを採用するなど、情報発信を強化について、さまざまな面に配慮していく必要があります。

図表 32 障がい等により判断能力が不十分な人に対して必要だと思う支援



■ 成年後見制度の普及啓発と利用促進

障がいなどにより判断能力が不十分な人に対して必要だと思う支援について、「成年後見制度に関する方法提供や相談」と回答した人は 27.1%、「成年後見人の申請手続き」と回答した人は 17.8%となっており、市民の間で成年後見制度に関して一定の関心があることがわかります（図表 32）。

今後、高齢化のさらなる進行が予想される本市では、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者など、判断能力の不十分な人に対する支援体制を強化する必要があります。成年後見制度の利用に関する研修会などを実施し、制度の普及啓発に努めるほか、相談体制の充実を図る必要があります。

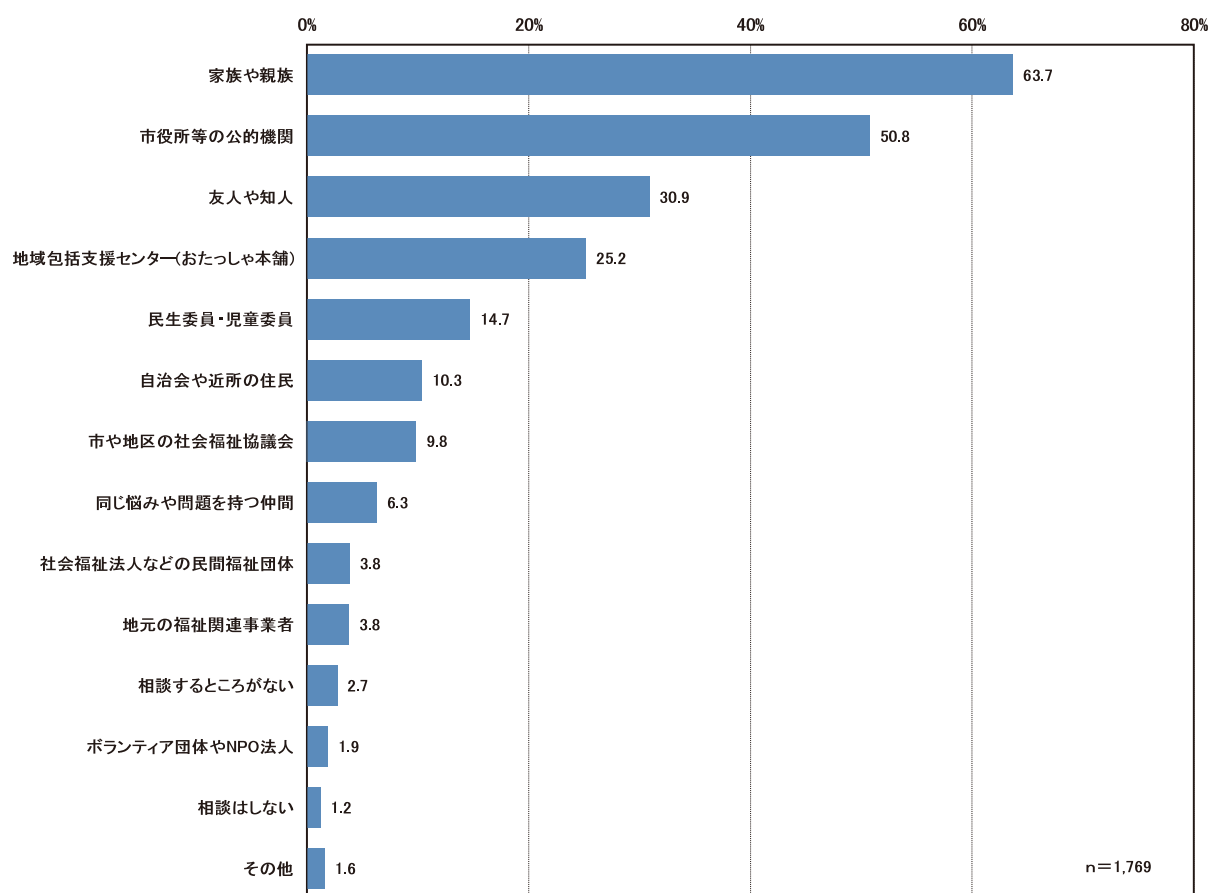
■ 身近な相談窓口の充実

自身や家族が生活上の困りごとを抱えたときや「福祉サービス」の利用が必要となったときの相談先について尋ねたところ、「家族や親族」(63.7%) 以外に、「市役所等の公的機関」(50.8%) と回答した人が多くなっています(図表 33)。

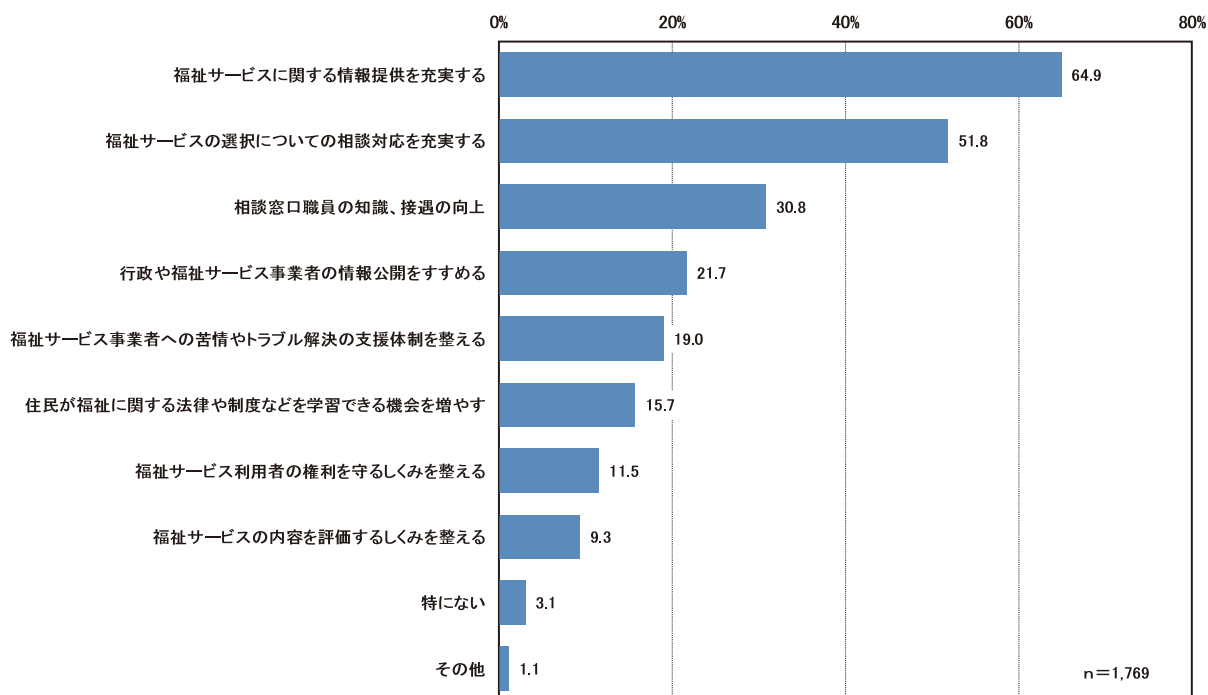
また、福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び安心して利用するために、行政が取り組むべきことについて尋ねたところ、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」(64.9%)、「福祉サービスの選択についての相談対応を充実する」(51.8%) と回答した人が多くなっています(図表 34)。

アンケートの自由意見でも、困りごとを気軽に相談できる窓口の設置や相談内容に応じて各機関へつなげられるような窓口の設置を求める声もあがっていることから、相談窓口の周知啓発のほか、気軽に相談できる相談体制の整備や支援関係機関との連携強化などに取り組んでいく必要があります。

図表 33 困りごと等の相談先について



図表 34 適切なサービス利用のために行政が取り組むべき事



■ 個別の課題に対応するための支援体制の充実

ひきこもりや認知症、経済的不安などの課題に対応するためには、適切な支援が提供されるよう、支援体制の充実を図る必要があります。しかし、8050問題やダブルケアの問題などのように、近年、住民の抱える課題は複雑化・複合化しています。

このような課題を抱えている場合、相談先が分からないなど、従来の分野ごとの支援制度では対応できず、課題が深刻化するケースも想定されます。

そのため、地域における見守り体制を充実するとともに、相談窓口の整備や支援関係機関のさらなる連携を図ることが重要です。また、専門職が直接地域へ出向いて課題を発見し、本人に寄り添いながら伴走型支援を実施する必要があります。

(2) 地域活動団体へのヒアリング

調査対象者	地域で活動している組織・団体、市民活動団体
調査方法	自由記述式の調査票の配布・回収並びに調査対象団体の代表者等に対するヒアリング
調査時期	令和2年10月～11月

地域の福祉課題

各団体へヒアリングを行ったところ、地域の福祉課題として多かったのは「若年層の地域参加が少ない。」などの意見や、「地域の担い手が不足している」という意見でした。策定委員会の中でも、地域行事への若年層の参加が少ないことや、参加者の高齢化についての意見がでており、若年層に向けて地域活動への参加などを促していく必要があります。

また、課題として「移動支援（買い物や通院など）」の重要性を挙げる団体も多くありました。独居高齢者の孤立を防止するためにも、誰もが気軽に出かけられるように移動支援を充実していくことも求められています。

地域福祉推進に向けて必要なこと

■ 行政

地域住民が抱える悩みや相談事はさまざまであり、相談をしたくてもどこに相談してよいのかわからないということも少なくありません。ヒアリングの結果からも、行政が地域福祉推進に向けて必要なこととして「市内の横断的な連携」といった意見が挙がっており、相談窓口の充実が求められています。

また、近年は九州各地においても豪雨や地震などの多くの自然災害が発生し、災害に対する地域住民の意識も高まっています。各団体からも、「避難行動要支援者の避難支援員の充実」や「避難行動要支援者の同意方式名簿の登録拡充」、「災害時における情報伝達機能の一元化」など、災害に関する意見が多く挙がりました。災害に対する備えや支援の充実が求められています。

■ 地域

ヒアリングでは、地域に求められることとして、「福祉連絡会議などでの情報共有」、「校区社協、地域包括支援センター（おたっしゅ本舗）、自治会、消防団などとの情報共有」、「課題共有の会議の開催」などの情報共有の重要性に関する意見が多く挙がりました。地域のなかで、情報共有ができるような場や機会の充実が求められています。

■ 住民

ヒアリングでは、住民に求められることとして、「地域の特色、課題の共通認識」、「課題を抱える住民の早期発見、つなぎ」、「気付いたこと、困りごとの共有（誰かへのつなぐ意識づけ）」など、課題を抱える住民の早期発見や住民同士の課題の共有の重要性に関する意見が多く挙がりました。地域のなかで、課題を一人で抱え込まずに地域住民に相談できる体制を築くためにも、地域住民の日頃の交流や関係づくりを支援していく必要があります。

活動上の課題

各団体が日頃活動するなかで課題と感じていることについて尋ねると、「担い手が高齢化し後継者がいない」、「新たな担い手の育成」などの地域の担い手に関する意見が最も多く挙がりました。

年々少子高齢化が進む中、地域の担い手不足や育成は大きな課題となっています。今後、若年層に向けて地域活動への参加などを促し、担い手の確保に力を入れていく必要があります。

行政・市社会福祉協議会と連携して今後取り組みたいこと

各団体が今後、行政や市社会福祉協議会と連携して取り組みたいこととして、「閉じこもり気味の高齢者の外出機会を増やすための機会づくり」、「通いの場を広げる活動」などの意見が挙がりました。

本市では、誰もが気軽に集える交流の場としてコミュニティカフェなどを地域で設置しています。今後も各団体や行政、市社会福祉協議会などが連携しながら、誰もが集える交流の場の充実を図っていく必要があります。

5. 佐賀市における地域福祉活動事例

(1) 住民協働による新たな事業展開（コセべんりカー（巨勢町移動支援事業））

巨勢校区で持ち上がった「通院や買い物等の住民の足」の課題。高齢者の運転免許証の自主返納など地域を取り巻く環境の変化を地域のさまざまな団体を巻き込み総力戦での取り組みが始まりました。

（巨勢町高齢者アンケートの実施）平成30年12月 （回答数233世帯、回答率77.4%）

- 地域でのサービス構築の基礎資料とするため、75歳以上の高齢者世帯を対象に、民生委員・児童委員による聞き取り調査（無記名・13項目）を実施しました。
- 調査の結果、「買い物に行く手段に困っている。」と答えた人は約18%でありましたが、路線バスの運行路線から遠い地区では、特に不便さを抱えているという調査結果が出ました。



（通院・買い物等の移動支援に関するアンケートの実施）令和元年9月 （回答数129件）

- 民生委員・児童委員による聞き取り調査の結果、移動支援を①利用したい17件、②3年以内には利用したい48件をあわせると約50%の人が移動支援を希望があることが判明し、移動支援について本格的に協議することになりました。



（実施に向けた課題の検討）令和元年10月～

- 最大の課題は「運営資金と車輛の確保」でした。運輸支局との調整（無償運送のため）は法律が絡み時間を要しました。車輛は校区内の福祉施設から地域貢献という形で寄贈を受けることができました。
- 自治会長会・民生委員児童委員協議会・老人クラブ連合会・校区社会福祉協議会・公民館の代表者による準備会（8回開催）を設置し検討、巨勢町移動支援協議会を発足し、本格的な運行に向け、準備をすすめることが決定しました。



（巨勢町まちづくり協議会移動支援部会の発足）令和2年5月

- 安定的な運営資金の確保のため、巨勢町まちづくり協議会の新たな部会として「移動支援部会」を立ち上げました。プレオープンに向け、利用予約の受付や運転ボランティアの募集などを行いました。



（運行開始）令和2年10月1日

- まず2週間のプレオープンを実施しました。最終的な運行上の課題の抽出を行い、10月1日から正式に運行開始となりました。

コセべんりカー（巨勢町移動支援事業）の取り組み

- ・利用範囲 病院・買い物・金融機関等
- ・利用時間 月曜から金曜のうち週2回まで
(午前9時～正午、午後1時～午後4時)
- ・運行範囲 巨勢公民館から原則半径6キロ以内
- ・利用者負担 走行距離に応じた燃料代
- ・登録者 会員制、52名(令和2年10月末時点)



(CSWコメント)

地域の課題が選別され、課題をさまざまな団体が総力戦で解決に向け協議を重ねていったプロセス(過程)の中に、CSW自身「地域の一員」という認識で関わり、地域が持っている個々の力を、さらに集約していくことで大きな力となり、「オール巨勢」で取り組んだ結果、新たな事業として「コセべんりカー」が生まれ「地域の希望」となっていた事例です。これからも、CSWとして住民に伴走しながら一緒に歩んでいきたいです。

(2) 福祉コーディネーターの強みを生かして課題の共有 (見守り体制から見えてきたもの)

兵庫校区では、地域福祉の推進役である地域福祉推進委員(福祉コーディネーター)を配置することで見守り体制を強化し、地域の中の気づきや変化の共有を行っています。

(ちょこっとボランティア事業の開始) 平成25年5月～

- 遠目の見守り(声かけ・あいさつ)を基本に30分程度の簡単な手助けを行う「ちょこっとボランティア事業」が校区社協の声かけで始まりました。
- 24自治会のうち11自治会、福祉協力員21名でスタート。同時に福祉コーディネーターを2名配置し、校区内を東西に分けて担当。

(自治会ごとの「福祉連絡会議」の開催) 3ヵ月毎に開催 (情報共有の場)

- まず、福祉協力員、福祉コーディネーター、自治会長、民生委員・児童委員、校区社協会長、市社協CSWが集まり、見守り対象者と気になる人(隠れ支援対象者)の情報収集と共有を行います。

(校区での「ちょこボラ会議」) 3ヵ月毎に開催 (課題の共有)

- 次に、福祉コーディネーター、各種団体の代表と市社協CSW、地域包括支援センターなどが集まり、福祉コーディネーターが福祉連絡会議で出た要点を報告。さらに市社協CSWと地域包括支援センターからアドバイスや今後の支援の方向性を話し検討していきます。
- 校区内の見守り対象者の傾向の把握、施設入所・転居、認知症を抱えた方、救急搬送の有無など校区での最新の情報を共有します。
- 地域だけで解決が困難な世帯は、市社協CSWや地域包括支援センターが自宅訪問。

（話し合いの中から生まれた取り組み）

- いざというときの備えとして、「助けて！」の声が出なくても周りの人に気づいてもらう目的で75歳以上のひとり暮らし高齢者などに防犯ブザーを配布しました。一方で、「ひとり暮らしの高齢者は防犯ブザーを持っています」という広報用のチラシを作成、全戸配布し、住民に「もし防犯ブザーが鳴ったら助けてください。」と周知をしました。

ちよこっとボランティア会議の取り組み

- ・開催頻度 3ヵ月に1回
- ・参集者 福祉コーディネーター、自治会長会・民生委員児童委員協議会・老人クラブ連合会の各代表、校区社協役員、地域包括支援センター、市社協CSW
- ・内容 見守り対象者や気になる人の気づきや変化の共有
- ・今後 新たに主任児童委員にも参加を促し、見守り対象者を子どもにまで広げる可能性もあります。



（CSWコメント）

CSWにとって福祉連絡会議は多くの学びと気づきを得られる場です。地域で起きているさまざまな出来事や課題をCSWや地域包括支援センターなどの専門職が共有することで早期支援の開始に繋がっています。この福祉連絡会議で、地域の課題が校区みんなの課題という意識が生まれたことが、この会議の大きな意義となっています。

（3）校区社協が仕掛ける小さな共生社会の実現への取り組み

久保泉校区では、「近くに集まる場がなくなった。」という住民の声が、地域福祉活動計画の重点事業と一致したことで、校区内の各種団体のネットワークを使ってコミュニティカフェという新しい居場所づくりに繋がっていきました。

（福祉協力員の気づきから校区全体の課題を考える）平成28年7月

- 校区社協、自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員、市社協CSWが集まる連絡会議で、高齢者だけでなく、子育て中の親子にも地域との繋がりを持って欲しいという意見から、誰もが気軽に参加できる居場所が必要だという声があがり、校区社協主導で各種団体の代表者への説明会が実施されました。



（仕掛人は自治会長。町区ごとの取り組みとして話し合い）平成29年5月

- 各町区、自治会長がアンケート（カフェの名称や日程など）を行い、住民の関心とチカラを引き出し、住民全体の取り組みになるよう仕掛けました。
- アンケートの結果を基に、町区毎に自分たちのカフェについて協議が始まりました。



(他校区の先輩カフェを視察) 平成 29 年 11 月

- 校区社協のネットワークを活用し、先進地のカフェを視察。発足までの歩み・運営上の課題等を聞き、久保泉校区の地域性を活かした自分たちがやりたいことの検討をしました。

**(最初の下五「カフェお茶の間」が立ち上がる) 平成 30 年 5 月**

- 下五「カフェお茶の間」がカフェ第 1 号として立ち上がり、他町区やこれまで関わってきた関係機関等からの応援もあり、農村部という特性を生かした野菜の販売など独自性のあるコミュニティカフェとして立ち上がりました。

**(以降、地域ごとに特色のあるカフェが続々立ち上がる)**

- 校区内で次々にコミュニティカフェが立ち上がり、町区ごとの特色が出てきました。看板やのぼり旗などで、自分たちの居場所を意識付け、子どもを意識し親世代を呼び込んだり、地域住民で役割を分担した農園、企業や施設から協力を得たり、住民の創意工夫が盛り込まれていきました。

**(校区社協によるカフェの継続支援) 令和 3 年 2 月**

- 校区社協会長名で、地域の功労者としてコミュニティカフェのスタッフ一人ひとりを表彰しました。
- また、校区社協を中心に、市社協、地域包括支援センター、公民館の協力で、コミュニティカフェの交流会を開催し、校区内の代表者と意見交換を通して、小さな地域共生社会の実現に向けた歩みが続いています。

コミュニティカフェの継続支援の取り組み

- ・日 時 令和 3 年 2 月 20 日 (土)
- ・場 所 久保泉公民館
- ・内 容 地域のカフェの代表が一堂に集まり、状況報告を行います。

**(CSWコメント)**

地域コミュニティの希薄化を実感しながらも地域の特性を強みに、コミュニティカフェで居場所づくりが進められました。住民目線で展開された小さな一歩が校区全体の一歩となりました。

今後、新しい生活様式のなかで、どのように住民同士の繋がりを作っていくのかを模索しています。

用語解説

【あ行】

● アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援関係機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

● NPO（法人）

NPOとは、Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略で、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。

【か行】

● 介護保険制度

介護が必要な人（要支援者・要介護者）に介護サービス費用の一部を給付する制度。介護保険は、一般に市町村が保険者（佐賀市は、佐賀市・多久市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町を構成市町とする佐賀中部広域連合）となり、その地域に住んでいる65歳以上の高齢者（第1号被保険者）や、医療保険に加入している40歳以上の人（第2号被保険者）が支払う介護保険料と、税金とで運営されている。また、介護サービスを受ける場合、1割の自己負担が必要で、年収によっては自己負担率が2割または3割になる場合がある。

● 介護予防

元気な人も支援・介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い、状態に合った健康づくりを行うことを指す。

● キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。

● 居宅介護支援

介護保険法に基づく、介護が必要な人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などにそってケアプランを作成するなど、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行うサービス。

● 健康寿命

「健やかに過ごせる人生の長さ」のこと。厚生労働省の定義では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」とされている。

● 校区社会福祉協議会

おおむね小学校区単位で「自分たちの地域の福祉課題は、まず自分たち自身で取り組みよう」という住民意識をもとに地域住民で作られている民間の自主的な組織。校区内の身近な福祉問題を解決するために地域に組織されている各種団体の協力を得ながら福祉の地域づくりを進めている。

● 高齢者

一般に65歳以上の人をいい、総人口に占める65歳以上の人の割合を高齢化率という。高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」という。高齢者のうち65歳以上74歳以下を「前期高齢者」、75歳以上を「後期高齢者」という。

● 子育て支援センター

子育てで親子が気軽に自由に利用できる交流の場をつくって、親子同士の交流や、育児相談、子育てに関する情報提供、子育て講座などのイベントを実施する施設。

● コミュニティカフェ

地域のつながりを深めることを目的に、子どもから大人までの誰もが気軽に集える居場所。おおむね単位自治会の範囲で開設されている。

● コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域へ積極的に出向くことにより、地域生活課題や地域の福祉ニーズを把握し、地域のさまざまな組織や支援関係機関と連携し、制度の狭間にある方々の個別支援を行い、さらに地域支援につなげていく専門職。

【さ行】

● 災害ボランティアセンター

主に災害発生後、市内外からのボランティアの受入れや、地域住民からの支援依頼の整理、調整など、ボランティア活動を効率よく進めるための拠点。

● サロン

互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所。

● 支援関係機関

地域生活課題の解決に資する支援を行う社会福祉法人やNPO法人などの関係機関。

● 自主防災組織

住民一人ひとりが「自らのいのちは自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体、組織。

● 児童相談所

18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動などについて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者などに対して指導・援助を行う。また必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設などへの入所措置などの機能を併せ持つ相談援助活動を行う機関。

● 社会資源

人々のニーズの充足や問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。生活するうえで生じるさまざまな問題の解決を担う福祉制度や施設など。

● 社会福祉法

福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

● 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

● 重層的支援体制整備事業

包括的な支援体制の整備のために、社会福祉法第106条の4に規定されている事業。同法及び介護、障がい、子ども、困窮などの分野の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するもの。

● 主任児童委員

地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との協同による相談支援などをその職務とする民生委員・児童委員。

● 身体障害者手帳

身体障がい者が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能、肝臓の機能）などに分けられる。

● 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、生活困窮者自立支援法に基づき、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する制度。

● 生活自立支援センター

生活困窮者自立支援制度の実施のため、さまざまな理由で経済的な問題や困難を抱えている人に向けた相談窓口。佐賀市では、平成25年10月に「佐賀市生活自立支援センター」を開設した。センターでは、専門の相談員が問題の解決に向けて一緒に考え、必要があれば他の支援関係機関と連携し、相談者の生活の自立を図る。就労に向けた準備訓練や、子どもの進学に向けた学習支援なども行う。

● 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

● 生活習慣病

食生活・運動・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症、進行に関与する疾病群。悪性新生物（がん）、脳血管障害、心臓疾患、高血圧、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病などを指す。

● 生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

● 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

● 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

● 相談支援包括化推進員

福祉まるごと相談窓口において、複雑化・複合化した地域生活課題を抱える人や世帯の相談を受け付け、課題を整理し、さまざまな支援関係機関と連携しながら、課題の解決に向けた支援をコーディネートする専門職。

【た行】

● 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

● 地域住民等

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者。

● 地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

● 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供されるケアシステム。

● 地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）

高齢者が、住み慣れた地域で安心して過ごしていけるよう、介護・福祉・医療などさまざまな機関と連携し、総合的に支援するために設けられた、高齢者やその家族などのための相談窓口。佐賀中部広域連合管内の地域包括支援センターの愛称は「おたっしゃ本舗」。

高齢者の総合的な相談支援とともに、高齢者虐待の早期発見や防止、成年後見人制度の紹介や手続きの支援、暮らしやすい地域づくりの取り組み（行政、医療機関、地域の団体などと連携した高齢者の支援や、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるような支援）、自立した生活の支援（介護予防のための健康づくりの支援や、要支援と認定された人の介護予防プランの作成）などの活動を行っている。

● ちょこっとボランティア

ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、子育て世帯などを対象に、自分たちだけでは対応が難しいちょっとした困りごと（ごみ出し、清掃、電球交換など）の手助けをするボランティア。

● 通所介護

介護保険法に基づく、介護老人福祉施設などに通い、入浴・排泄・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

【な行】

● 認知症サポーター養成講座

地域や職域・学校などで認知症を正しく理解してもらい、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成する講座。

【は行】

● パブリックコメント（市民意見聴取制度）

市の政策などを策定する際に、事前にその案を公表し、市民などから意見を求め、寄せられた意見を参考に政策などを決定するとともに、寄せられた意見の概要と市の考え方を公表する制度。

● 避難行動要支援者（名簿）

主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、または発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人であって、生活の基盤が自宅にある人。避難行動要支援者の情報を基に作成された名簿を避難行動要支援者名簿といい、災害対策基本法において、その作成が義務付けられている。

● 福祉協力員

30世帯から50世帯に1人を基準に地域に設置されており、地域の実情に応じた見守り活動を行い、地域生活課題や異変の発見などの役割を担っている。見守り活動で気づいた異変などについては、民生委員・児童委員や自治会長へ連絡し、必要に応じて支援関係機関へつないでいる。

● 福祉サービス

日常生活に支障がある人に対して、自立した日常生活を営むことができるように支援するもの。

● 福祉まるごと相談窓口

どこに相談してよいのか分からない、課題がいくつもあって整理できない、世帯で複数の課題を抱えているなどの福祉に関する困りごとを抱える人や世帯の相談を受け付ける窓口。課題の解決に向けて支援をコーディネートする相談支援包括化推進員を配置している。

● 訪問介護

介護保険法に基づく、要介護者で居宅において介護を受けるものについて、その者の居宅において介護福祉士、その他の者により行われる介護や日常生活上の世話を行うサービス。

● ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談や研修会の開催などを行う拠点。

【ま行】

● まちづくり協議会

地域の課題解決と活性化を図るため、市民、地域団体などの参画と協働により、自主的・主体的なまちづくりを実践していく組織。主に小学校区単位で、自治会やその他の地域団体、ボランティア、市民などが連携し、まちづくり協議会を運営している。

● まちづくり自治基本条例

その地域（自治体）におけるまちづくりを進めるために作られたもので、自治の基本理念や原則を明確化し、市民の権利や市（行政など）の役割、仕組みなどを定めたまちづくりを進めるための条例。佐賀市では、平成26年4月より、この条例が施行されている。

● 民生委員・児童委員

地域住民を見守り、住民の身近な相談相手や専門機関へのつなぎ役を担う、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。

【や行】

● 要介護者

要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病などのため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6 ヶ月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のこと。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分される。

● 要介護認定

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。

【ら行】

● 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がい者に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が最重度・重度、B判定が中度・軽度となっている。

佐賀市

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和3年3月

【企画・編集・発行】

佐賀市（保健福祉部 福祉総務課）
〒840-8501 佐賀市栄町1番1号
TEL 0952-40-7250 FAX 0952-40-7393
Email fukushisomu@city.saga.lg.jp
URL <https://www.city.saga.lg.jp/>

佐賀市社会福祉協議会
〒849-0919 佐賀市兵庫北三丁目8番36号
TEL 0952-32-6670 FAX 0952-32-6665
Email scshakyou@scshakyou.jp
URL <https://www.scshakyou.jp/>

SAGA

